京都染物同業組合月報

公示

◆公示第二十二号

左記ノモノ職工徒弟ノ締結シ登記ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正十一年十月二十五日

京都染物同業組合長　組長　木村勘兵衛

友仙部員　青木仙太郎　吉田重次郎
山本倉太郎　瀬戸岩次郎
長谷川峰次郎　浅井忠次
井上英太郎　上村長次郎
内田銀次郎　水巻外吉
鮑越吉之助　谷垣巳之助
北川　清吉　港又三郎
辻　與三吉
鮑越吉之助　綱太郎
橋本芳造
北川清石
北川　清吉
鮑野彙平
鮑野善松
平野　一
船越好一
前田高雄
山田友吉
小林小三郎
岡部丹右
島崎猛波
樋口徳次郎
青木末松
高木藤之助
前田栄次郎
川上四郎
水野菊治郎
友仙部員　平野喜一郎　職工
北川清吉
兒島宇一
櫻井　悟
向原久治郎
竹中廣吉
藤村藤三郎
加納政吉
村上峰太郎
井町道次
近藤佐太郎
山本長三郎
山木松之助
岡田慶蔵
青木留吉
長島卯三郎
中西音吉
谷口長五郎
遠藤峰三郎
齊藤兼次郎
福原末吉
藤田孫蔵
山田萬蔵
清水喜蔵
日向政一
小倉佐一郎
米田外次郎
伊藤留吉
山田信一
伊藤猪之吉
岡本泰三
和田庄三
大久保三郎
井宿重太郎
梅田賚次郎
今井助右衛門
山分友吉
黒田清一
向原久治郎
竹中廣吉
藤村藤三郎
加納政吉
村上峰太郎
井町道次
近藤佐太郎
山本長三郎
山木松之助
岡田慶蔵
青木留吉
長島卯三郎
中西音吉
谷口長五郎
遠藤峰三郎
齊藤兼次郎
福原末吉
藤田孫蔵
山田萬蔵
清水喜蔵
日向政一
小倉佐一郎
米田外次郎
伊藤猪之吉
岡本泰三
和田庄三
大久保三郎
井宿重太郎
梅田賚次郎
友仙部員　屋敷四郎　職工
森　勇吉
梅垣傳平
田中新次郎
岩田菊次郎
川越喜代松
清水羊三
森　音吉
上田岩次郎
脇阪市三
天野宇一
日高安太郎
福田栄吉
杉浦源三郎
原田又次郎
岡本保一
津々見　環
木村栄次郎
中西喜次郎
伊藤安次郎
今江正次郎
西村善松
西村卯三郎
宮永國助
富永甚一
横川吉春
横川留吉
山本常吉
山本条造
山下儀勝
出水信造
出水廣富
出水春一
加納喜作
南蔵善
瀬尾勇
松井兵松
辻井幸次郎
中川市松
田中清八
甲賀域外治郎
若林仁蔵
山城金蔵
長尾壽郎
時岡登
千總友仙工場
友仙部員　石原正次徒弟
岡部儀
森田新次郎職工
古田鶴太郎徒弟
今江平三郎
畑中菊右衛門
青樹勝次
今井嗣治郎
田中庄次郎
西口勇次郎
橋爪秀次
蜷越英
村上吳太郎
原田治
野畑由光
鳥上竹造
原田幸松
藤田吳太郎
森田嘉市
小川博
向井定吉
松本政清
村木太三郎
向井吉之助
杉原鐵次郎
川口平太郎
大谷藤次郎
木元栄吉
谷口徳松
西川清太郎
増田盛太郎
村川庄太郎
關　音次郎
向井長次郎
西村金一
中谷清次郎
柳田庄次郎
清水喜蔵
中村永吉
山徳安次郎
伊藤留吉
岡本泰三
和田庄三
大久保三郎
井宿重太郎
梅田賚次郎
友仙部員　屋敷四郎　職工
森　勇吉
梅垣傳平
田中新次郎
岩田菊次郎
川越喜代松
清水羊三
森　音吉
上田岩次郎
脇阪市三
天野宇一
日高安太郎
福田栄吉
杉浦源三郎
原田又次郎
岡本保一
津々見　環
木村栄次郎
中西喜次郎
伊藤安次郎
今江正次郎
西村善松
西村卯三郎
宮永國助
富永甚一
横川吉春
横川留吉
山本常吉
山本条造
山下儀勝
出水信造
出水廣富
出水春一
加納喜作
南蔵善
瀬尾勇
松井兵松
辻井幸次郎
中川市松
田中清八
甲賀域外治郎
若林仁蔵
山城金蔵
長尾壽郎
時岡登
千總友仙工場
友仙部員　石原正次徒弟
岡部儀
森田新次郎職工
古田鶴太郎徒弟
今江平三郎
畑中菊右衛門
青樹勝次
今井嗣治郎
田中庄次郎
西口勇次郎
橋爪秀次
蜷越英
村上吳太郎
原田治
野畑由光
鳥上竹造
原田幸松
藤田吳太郎
森田嘉市
小川博
向井定吉
松本政清
村木太三郎
向井吉之助
杉原鐵次郎
川口平太郎
大谷藤次郎
木元栄吉
谷口徳松
西川清太郎
増田盛太郎
村川庄太郎
關　音次郎
向井長次郎
西村金一
中谷清次郎
柳田庄次郎
清水喜蔵
中村永吉
山徳安次郎
伊藤留吉
岡本泰三
和田庄三
大久保三郎
井宿重太郎
梅田賚次郎
友仙部員　石原正次徒弟
岡部儀
森田新次郎職工
古田鶴太郎徒弟
今江平三郎
畑中菊右衛門
青樹勝次
今井嗣治郎
田中庄次郎
西口勇次郎
橋爪秀次
蜷越英
村上吳太郎
原田治
野畑由光
鳥上竹造
原田幸松
藤田吳太郎
森田嘉市
小川博
向井定吉
松本政清
村木太三郎
向井吉之助
杉原鐵次郎
川口平太郎
大谷藤次郎
木元栄吉
谷口徳松
西川清太郎
増田盛太郎
村川庄太郎
關　音次郎
向井長次郎
西村金一
中谷清次郎
柳田庄次郎
清水喜蔵
中村永吉
山徳安次郎
伊藤留吉
岡本泰三
和田庄三
大久保三郎
井宿重太郎
梅田賚次郎
友仙部員　屋敷四郎　職工
森　勇吉
梅垣傳平
田中新次郎
岩田菊次郎
川越喜代松
清水羊三
森　音吉
上田岩次郎
脇阪市三
天野宇一
日高安太郎
福田栄吉
杉浦源三郎
原田又次郎
岡本保一
津々見　環
木村栄次郎
中西喜次郎
伊藤安次郎
今江正次郎
西村善松
西村卯三郎
宮永國助
富永甚一
横川吉春
横川留吉
山本常吉
山本条造
山下儀勝
出水信造
出水廣富
出水春一
加納喜作
南蔵善
瀬尾勇
松井兵松
辻井幸次郎
中川市松
田中清八
甲賀域外治郎
若林仁蔵
山城金蔵
長尾壽郎
時岡登
千總友仙工場
友仙部員　石原正次徒弟
岡部儀
森田新次郎職工
古田鶴太郎徒弟
今江平三郎
畑中菊右衛門
青樹勝次
今井嗣治郎
田中庄次郎
西口勇次郎
橋爪秀次
蜷越英
村上吳太郎
原田治
野畑由光
鳥上竹造
原田幸松
藤田吳太郎
森田嘉市
小川博
向井定吉
松本政清
村木太三郎
向井吉之助
杉原鐵次郎
川口平太郎
大谷藤次郎
木元栄吉
谷口徳松
西川清太郎
増田盛太郎
村川庄太郎
關　音次郎
向井長次郎
西村金一
中谷清次郎
柳田庄次郎
清水喜蔵
中村永吉
山徳安次郎
伊藤留吉
岡本泰三
和田庄三
大久保三郎
井宿重太郎
梅田賚次郎
友仙部員　屋敷四郎　職工
森　勇吉
梅垣傳平
田中新次郎
岩田菊次郎
川越喜代松
清水羊三
森　音吉
上田岩次郎
脇阪市三
天野宇一
日高安太郎
福田栄吉
杉浦源三郎
原田又次郎
岡本保一
津々見　環
木村栄次郎
中西喜次郎
伊藤安次郎
今江正次郎
西村善松
西村卯三郎
宮永國助
富永甚一
横川吉春
横川留吉
山本常吉
山本条造
山下儀勝
出水信造
出水廣富
出水春一
加納喜作
南蔵善
瀬尾勇
松井兵松
辻井幸次郎
中川市松
田中清八
甲賀域外治郎
若林仁蔵
山城金蔵
長尾壽郎
時岡登
千總友仙工場
友仙部員　石原正次徒弟
岡部儀
森田新次郎職工
古田鶴太郎徒弟
今江平三郎
畑中菊右衛門
青樹勝次
今井嗣治郎
田中庄次郎
西口勇次郎
橋爪秀次
蜷越英
村上吳太郎
原田治
野畑由光
鳥上竹造
原田幸松
藤田吳太郎
森田嘉市
小川博
向井定吉
松本政清
村木太三郎
向井吉之助
杉原鐵次郎
川口平太郎
大谷藤次郎
木元栄吉
谷口徳松
西川清太郎
増田盛太郎
村川庄太郎
關　音次郎
向井長次郎
西村金一
中谷清次郎
柳田庄次郎
清水喜蔵
中村永吉
山徳安次郎
伊藤留吉
岡本泰三
和田庄三
大久保三郎
井宿重太郎
梅田賚次郎
友仙部員　屋敷四郎　職工
森　勇吉
梅垣傳平
田中新次郎
岩田菊次郎
川越喜代松
清水羊三
森　音吉
上田岩次郎
脇阪市三
天野宇一
日高安太郎
福田栄吉
杉浦源三郎
原田又次郎
岡本保一
津々見　環
木村栄次郎
中西喜次郎
伊藤安次郎
今江正次郎
西村善松
西村卯三郎
宮永國助
富永甚一
横川吉春
横川留吉
山本常吉
山本条造
山下儀勝
出水信造
出水廣富
出水春一
加納喜作
南蔵善
瀬尾勇
松井兵松
辻井幸次郎
中川市松
田中清八
甲賀域外治郎
若林仁蔵
山城金蔵
長尾壽郎
時岡登
千總友仙工場
友仙部員　石原正次徒弟
岡部儀
森田新次郎職工
古田鶴太郎徒弟
今江平三郎
畑中菊右衛門
青樹勝次
今井嗣治郎
田中庄次郎
西口勇次郎
橋爪秀次
蜷越英
村上吳太郎
原田治
野畑由光
鳥上竹造
原田幸松
藤田吳太郎
森田嘉市
小川博
向井定吉
松本政清
村木太三郎
向井吉之助
杉原鐵次郎
川口平太郎
大谷藤次郎
木元栄吉
谷口徳松
西川清太郎
増田盛太郎
村川庄太郎
關　音次郎
向井長次郎
西村金一
中谷清次郎
柳田庄次郎
清水喜蔵
中村永吉
山徳安次郎
伊藤留吉
岡本泰三
和田庄三
大久保三郎
井宿重太郎
梅田賚次郎

© Kyozomekai

◆柞蠶系紬染法　普通家蠶系には最も堅牢なる染色も柞蠶系には染料の充分吸収せられざるよりして摩擦洗濯等に對し不堅牢のものとなるの事實は常に見る所にして染料の多量を要すべき紺黑等に於ては特に甚だしく當業者は其完全なる染法を得ん事に苦心せり於是柞蠶系に日光洗濯摩擦汗斑斗等に對し充分堅牢なる紺色を染ひべき方法は左の如し

本法は單に堅牢上良好なるのみならずクロム水酸化物を糸中に與ふるが故に本來柞蠶糸が有する水により収縮せらるゝ缺點を能く軽減し得るものなりとす

染法第一工程　鼠染壜基性壜化クロム「トハトル二三度」溶液中に雫め精練したる柞蠶糸を浸漬する事一夜間の後絞り少量の硅酸ソーダを加へたる水にて洗滌す

第二工程　固着硅酸ソーダ「トハトル一度」溶液六〇度（攝氏）にて十五分間浸漬し固着を行ひ後十分洗滌す

第三工程　色染アリザリンファストブラック　ドB六パセントアリザリン2A二十パセント氷酢酸三パセントの溶中にて（冷液）十分間繰返し漸次昇温し六十五度（攝氏）内外にて四十分間操作したる後温度を殆ど沸騰點に至らしめ其儘四十分間色染を持續し後引上げ絞りて十分洗滌す

第四工程　石鹸處理　石鹸十パセント結晶炭酸ソーダ二パセントを溶解したる溶中にて八十五度（攝氏）内外にて二十分間程繰返し引上げ絞り再び新溶を仕立て前同様に處理し最早脱色せられざるに至らしめ引上げ充分水洗す

第五工程　油亞美椿油〇、五パセント結晶炭酸ソーダ〇、三パセント温湯少量（油の容積の五倍乃至八倍量位）と共に乳狀液を作りたる後之を水中に加へ能く混合したるとき前記糸を入れ數回繰りたる後引上げ平等に絞り次に水仙糊入バケツ中に前記糸を

に加へ兩び糸を入れ數回繰り引上げたる儘乾燥す

施工注意

一紺染は鐵媒染を用ゆるもなし得べしと雖も堅牢度上クロム鐵染に比し實用上の價値を相する事大なり

二色染に際し「アリザリンブルー」SWを多量に用ゆる程其色は青味勝となり黑味ある紺色を得るものなれども摩擦に對する堅牢度上よりするときは青味勝となる程比較的不良に傾くものとす又アリザリン2Aの增加は濃紺となり赤味勝のものを得る其摩擦に對する堅牢度は赤味の增加に伴ひ益良好なるを見る從つて此兩染料の配合量は紺色並に堅牢度を參按し適度に定むるを要す

三、金色染時間各工程に亘り比較的長きを以て糸を損し其後繰返して困難ならしむる恐れなきを保せず從つて操作は充分注意し除り頻繁なる繰返しをなさゝるを良とす

四上記所法は普通の紺色を得るものなれども更に濃厚なる色を得んためには第二工程を經たる後更に第一第二の工程を繰返し第三工程に移るを要す若し又更に濃色を得んとする場合には先づ第一工程より第三工程を經たる後ち前の工程を繰返すべきも此上掛の場合に於ける染料は上記處方の半量にて可なりとす尚ほ各浴液の量は糸重量に對し三十倍とす

◆輸入染料　染料は相替はらず入船毎に多少輸入せられつゝあるも内地不況のため殆んど消化力なく染料商は何れも非常の打撃を被り苦痛を感じ居るは事實なるが今大藏省の調査によれば本年上半期に於けるコールタル染料輸入額は三、八二五、三〇六斤此價格八、二八六、六四八圓にして之れを前年同期に比較すれば數量に於て二、四九九、五九〇斤價格に於て三、一四三、八五九圓を何れも增加せり、然して其國別

國別	數量（單位斤）	價格（單位圓）
英吉利	六、三五〇	一八、九六八
佛蘭西	三七、四〇二	八七、一三三
獨逸	三、三〇三、三八五	七、四四四、六一四
瑞西	五六、八六八	一四四、七三九
米國	四二、〇四三	四二、一四〇
其他	八、三四六	一七、八〇二
計	三、八三五、三〇六	八、二八六、六四八

尚我國コールタール染料の上半期に於ける輸出高を示せば左の如し

年次	數量（單位斤）	價格（單位圓）
大正十年	一、三八六、四三二	一、三八、一四〇
大正十一年	五、一〇四、一八八	五六、一二四

印刷人　森本文次郎
發行兼編輯人　高谷復次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所　電話上一六七七番

用材土佐産
友仙染器具一切
其他
建築請負
ゆうせんぜう板
下京區岩上通錦小路上ル
本店　瀧澤商店
同千本通二筋西綾小路下ル
工場　㊂工場
特別安價
廣狹望次第

© Kyozomekai

友仙部員 齊藤 悦造弟
同 本仲 末次郎
同 赤田 明義
同 高梨 敬次
同 津田 武雄
同 安部 寅吉
同 女阪 久一
友仙部員 木村 吉夫
同 大森 末丸
同 武智 五鈴
同 松本 幸次郎

◆公示第二十三號

左記ノモノ組合定款第十六條ニ依リ屋鏈契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十一年十月廿五日

京都染物同業組合

組長 木村勘兵衛

友仙部員長谷川峰次郎職工
同 柳澤 日吉
同 柳澤 阪吉
同 柳澤 治
同 荒木 助次郎
同 青木仙太郎
同 九ノ里清三郎
小林 利作同
同 横田 善四郎
同 名和 桑
同 名和 貫一
同 内羽 友吉
同 内田銀次郎
同 井上英太郎
同 辻 定吉
同 加藤 幸太郎
同 佐伯九一郎
同 横山恒次郎
同 山田松次郎
同 毛利 八十吉
同 林 由太郎
同 辻 與三郎
同 山本 晴造
同 和田常治郎
同 篠田伊三郎
同 梅田寿太郎
同 木村秀治郎
同 小木 鍾二
同 布浦巳之助
同 宮澤 末治郎
同 北川 濱治郎
同 永井 石之助
同 宮澤 末治郎
同 田川 佐一郎
同 田川 留吉
同 内藤 辨之助
同 倉田 重雄
同 分 文吉
同 八木雄二郎
酒井柳太郎同
仙石 重平同
窪江卯之助同
山中 初藏同
同 川口 正次
同 山口 正次
同 岡野 豊吉
同 清水房次郎
同 八木 久吉
同 藤本 寛一
同 森 金五郎
同 杉本 音松
同 田中 丑松
同 山本 武雄
同 原 菊治郎
同 安藤 菊治郎
同 井口常治郎
同 永山儀市
同 柴田 萬藏
同 伊藤 末一
同 米田外次郎
同 柳瀬 久次郎
同 柳瀬 音次郎
同 林 孝市
同 中井 利三郎
同 大久保清三郎
同 林 虎次郎
同 北野 甚吉
同 西村 善松
同 木村彌三郎
同 神野 茂一
同 若江 傳三
同 阪井源太郎
同 大久保 [illegible]
同 鶴田長之助
同 川口 留吉
同 内藤 辨之助
同 倉田 重雄
同 分 文吉
同 八木雄二郎
酒井柳太郎同
仙石 重平同
窪江卯之助同
山中 初藏同
同 佐々木松太郎
同 村上峰太郎
同 藤村茂三郎
同 松居陸太
同 郷野四郎
同 小島三四郎
同 山口 正次
同 岡野 豊吉
同 清水房次郎
同 八木 久吉
同 藤本 寛一
同 杉本 音松
同 田中 丑松
同 山本 武雄
同 原 菊治郎
同 安藤 菊治郎
同 井口常治郎
同 永山儀市
同 柴田 萬藏
同 伊藤 末一
同 米田外次郎
同 柳瀬 久次郎
同 柳瀬 音次郎
同 林 孝市
同 中井 利三郎
同 大久保清三郎
同 林 虎次郎
同 北野 甚吉
同 西村 善松
同 木村彌三郎
同 神野 茂一
同 若江 傳三
同 阪井源太郎
同 大久保 [illegible]
同 鶴田長之助
同 川口 留吉
同 内藤 辨之助
同 倉田 重雄
同 分 文吉
同 八木雄二郎
酒井柳太郎同
仙石 重平同
窪江卯之助同
山中 初藏同
同 佐々木松太郎
同 村上峰太郎
同 藤村茂三郎
同 松居陸太
同 郷野四郎
同 小島三四郎
同 山口 正次
同 岡野 豊吉
同 清水房次郎
同 八木 久吉
同 藤本 寛一
同 森 金五郎
同 杉本 音松
同 田中 丑松
同 山本 武雄
同 原 菊治郎
同 安藤 菊治郎
同 井口常治郎
同 永山儀市
同 柴田 萬藏
同 伊藤 末一
同 米田外次郎
同 柳瀬 久次郎
同 柳瀬 音次郎
同 林 孝市
同 中井 利三郎
同 大久保清三郎
同 林 虎次郎
同 北野 甚吉
同 西村 善松
同 木村彌三郎
同 神野 茂一
同 若江 傳三
同 阪井源太郎
同 大久保 [illegible]
友仙部員 鶴田長之助職工
同 川口 留吉
同 内藤 辨之助
同 倉田 重雄
同 分 文吉
同 八木雄二郎
酒井柳太郎同
仙石 重平同
窪江卯之助同
山中 初藏同
同 佐々木松太郎
同 村上峰太郎
同 藤村茂三郎
同 松居陸太
同 郷野四郎
同 小島三四郎
同 山口 正次
同 岡野 豊吉
同 清水房次郎
同 八木 久吉
同 藤本 寛一
同 森 金五郎
同 杉本 音松
同 田中 丑松
同 山本 武雄
同 原 菊治郎
同 安藤 菊治郎
同 井口常治郎
同 永山儀市
同 柴田 萬藏
同 伊藤 末一
同 米田外次郎
同 柳瀬 久次郎
同 柳瀬 音次郎
同 林 孝市
同 中井 利三郎
同 大久保清三郎
同 林 虎次郎
同 北野 甚吉
同 西村 善松
同 木村彌三郎
同 神野 茂一
同 若江 傳三
同 阪井源太郎
同 大久保 [illegible]
友仙部員 鶴田長之助職工
同 川口 留吉
同 内藤 辨之助
同 倉田 重雄
同 分 文吉
同 八木雄二郎
酒井柳太郎同
仙石 重平同
窪江卯之助同
山中 初藏同
同 佐々木松太郎
同 村上峰太郎
同 藤村茂三郎
同 松居陸太
同 郷野四郎
同 小島三四郎
同 山口 正次
同 岡野 豊吉
同 清水房次郎
同 八木 久吉
同 藤本 寛一
同 森 金五郎
同 杉本 音松
同 田中 丑松
同 山本 武雄
同 原 菊治郎
同 安藤 菊治郎
同 井口常治郎
同 永山儀市
同 柴田 萬藏
同 伊藤 末一
同 米田外次郎
同 柳瀬 久次郎
同 柳瀬 音次郎
同 林 孝市
同 中井 利三郎
同 大久保清三郎
同 林 虎次郎
同 北野 甚吉
同 西村 善松
同 木村彌三郎
同 神野 茂一
同 若江 傳三
同 阪井源太郎
同 大久保 [illegible]
友仙部員 鶴田長之助職工
同 川口 留吉
同 内藤 辨之助
同 倉田 重雄
同 分 文吉
同 八木雄二郎
酒井柳太郎同
仙石 重平同
窪江卯之助同
山中 初藏同
同 佐々木松太郎
同 村上峰太郎
同 藤村茂三郎
同 松居陸太
同 郷野四郎
同 小島三四郎
同 山口 正次
同 岡野 豊吉
同 清水房次郎
同 八木 久吉
同 藤本 寛一
同 森 金五郎
同 杉本 音松
同 田中 丑松
同 山本 武雄
同 原 菊治郎
同 安藤 菊治郎
同 井口常治郎
同 永山儀市
同 柴田 萬藏
同 伊藤 末一
同 米田外次郎
同 柳瀬 久次郎
同 柳瀬 音次郎
同 林 孝市
同 中井 利三郎
同 大久保清三郎
同 林 虎次郎
同 北野 甚吉
同 西村 善松
同 木村彌三郎
同 神野 茂一
同 若江 傳三
同 阪井源太郎
同 大久保 [illegible]
友仙部員 鶴田長之助職工
同 川口 留吉
同 内藤 辨之助
同 倉田 重雄
同 分 文吉
同 八木雄二郎
酒井柳太郎同
仙石 重平同
窪江卯之助同
山中 初藏同
同 佐々木松太郎
同 村上峰太郎
同 藤村茂三郎
同 松居陸太
同 郷野四郎
同 小島三四郎
同 山口 正次
同 岡野 豊吉
同 清水房次郎
同 八木 久吉
同 藤本 寛一
同 森 金五郎
同 杉本 音松
同 田中 丑松
同 山本 武雄
同 原 菊治郎
同 安藤 菊治郎
同 井口常治郎
同 永山儀市
同 柴田 萬藏
同 伊藤 末一
同 米田外次郎
同 柳瀬 久次郎
同 柳瀬 音次郎
同 林 孝市
同 中井 利三郎
同 大久保清三郎
同 林 虎次郎
同 北野 甚吉
同 西村 善松
同 木村彌三郎
同 神野 茂一
同 若江 傳三
同 阪井源太郎
同 大久保 [illegible]

◆公示第二十四號

左記ノモノ爾今組合員ニ於テ営業ヲ停止ス

大正十一年十月廿五日

京都染物同業組合

組長 木村勘兵衛

友仙部員 加藤哲之助徒弟 藤田 市太郎

雜報

◆工場施行法細則改正 京都府令第五十二號を以て大正十一年九月一日附を改正の旨發表せられたり適用工場は之れに準じ以後の手續をなすべし

工場法施行細則

注意、印ヲ附セル所ガ今回改正シタルモノナリ

第一條 工業主ハ其ノ工場カ工場法ノ適用ヲ受タヘキ事由ヲ生シ又ハ現ニ適用ヲ受ケル工場主ニシテ之ヲ受ケサルヘキ事由ヲ生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、業務ノ種類
二、就業時間ト延長スヘキ期間及其ノ日數
三、各日ノ就業時間ト延長スヘキ期間
四、職工ノ一部ニ係ル休憩時間ト其ノ作業
子及女子ノ員數並ニ其ノ作業
第四條 工場法第八條第三項規定ニ依ル屆書ニハ左ノ事項ヲ具シ三日以前ニ之ヲ差出スヘシ
一、業務ノ種類
二、臨時必要アル事由(詳細ニ記載ヲ要ス)
三、就業時間ト延長スヘキ期間並ニ其ノ一日ノ就業時間(作業時間)
四、職工ノ一部ニ係ル休憩時間ト其ノ作業
子及女子ノ員數並ニ其ノ作業
第五條 輸出絹織物ヲ製造シ若クハ營マントスルモノハ左記事項ヲ具シ屆出ツヘシ
一、織物ノ種類
二、同一工場ニシテ全部輸出絹織物ヲ製織スルモノナリヤ否
イ、若シ他ノ織物ト併セ製織スル場合ニハ輸出絹織物ノ作業場ハ獨立セルヤ否ヤ
ロ、輸出絹織物ト其ノ他ノ織物トヲ製織スル場ノ準備工程ニ付テハ輸出絹織物ト其ノ他ノ織物トニ付作業場ト區別又ハ區劃若クハ作業割ヲ以テ區分ノ有無

前項區別區劃又ハ區分ヲ爲サヽル工場ニ於テハ輸出絹織物ノ準備工程ノミニ從事スル職工ト其ノ他ノ職工トノ區別ノ有無

第六條 工場法施行規則第三條第一項ノ規定ニ依リ知事ノ告知シタル輸出絹織物工場ニシテ就業時間ヲ延長セントスルトキハ左記事項ヲ具シ三日以前ニ屆出ツヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一、時間ヲ延長セントスル作業ノ種類、使用機械數及男女別並ニ人數(男子ハ十五歳未滿ヲ區別スルコト)
二、延長セントスル就業時間(自何時至何時)
三、就業時間ヲ延長セントスル作業場ノ機械及準備工程ニ使用スル機械ノ配置平面圖

第七條 輸出絹織物業ヲ廢止シタル場合ニハ七日以前ニ屆出ツヘシ

第八條 工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依リ就業時間ヲ延長シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ三日以内ニ屆出ツヘシ

一、業務ノ種類
二、其ノ業務ニ從事スル十五歳未滿ノ男子及女子ノ員數
三、延長スヘキ日ノ就業時間(自何時至何時)

第九條 工場法施行令第五條乃至第九條ノ規程ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ工場主ハ第一號樣式ノ定ムル所ニ依リ翌月二十日迄ニ屆出ツヘシ

第十條 工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ニハ事項ヲ具スヘシ但シ尋常小學校ノ教授時間外ノ就業セシムル場合ニ於テハ等一號乃至第四號ノ事項ヲ省略スルコトヲ得

一、學齢兒童就業者數
二、教授ノ場所
三、教科目及教授者ノ時數
四、教授者ノ氏名及其ノ履歴
五、教授時間ト就業時間トノ關係

第十一條 工場法施行令第八條第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルトキハ第二號樣式ニ準スル運任契約書ヲ提出スヘシ

第十二條 左記ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ一週間以内ニ申請スヘシ

一、扶助ヲ受ケタル者ノ氏名、生年月日
二、扶助ヲ爲シタル年月日
三、扶助ヲ受ケタル原因
四、扶助ヲ爲シタル年月日
五、扶助ヲ爲シタル方法
六、扶助ヲ爲シタル金額及年月日
七、扶助ヲ爲シタル場所
八、扶助ヲ爲シタル工場主ノ氏名
九、扶助ヲ爲シタル工場管理人ノ氏名
十、扶助ヲ爲シタル男女別
十一、扶助ヲ爲シタル者ノ住所氏名

第十三條 工場法及工場法施行令ニ關スル書類ヲ提出スルトキハ工場主ハ其ノ工場ノ所在地ヲ管轄スル警察官署ヲ經由スヘシ

第十四條 工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ工場主ハ第三號書式ノ定ムル所ニ依リ翌月二十日迄ニ屆出ツヘシ

第十五條 工場法施行規則第十四條ノ規定ニ依ル醫師ノ診斷書又ハ檢案書ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十六條 工場法施行令第二十八條及第十九條ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ工場主ハ第三號書式ノ定ムル所ニ依リ翌月二十日迄ニ屆出ツヘシ

第十七條 工場法施行令第二十九條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ工場主ハ第三號書式ノ定ムル所ニ依リ翌月二十日迄ニ屆出ツヘシ

第十八條 第一條第七條第九條第十三條ノ二第十四條乃至第十六條ノ規定ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十九條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルヽ爲メ其所爲ヲナシタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法ニ關スル申請又ハ屆出ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二十條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 工場法施行令第三十八條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、工場所在地ノ地方ニ於ケル慣習ニ依ル支拂期
三、支拂ヲ爲ス期日
三、前號ノ期日ニ支拂ヲ爲ス期間

第二號樣式

月分扶助支給月報

工場名	工場主又ハ工場管理人	所在地	扶助種類	扶助金額	扶助ヲ受クル原因	扶助ヲ爲シタル年月日	扶助ヲ爲シタル方法	扶助ヲ爲シタル金額及年月日	扶助ヲ爲シタル場所	扶助ヲ爲シタル工場主ノ氏名	扶助ヲ爲シタル工場管理人ノ氏名	扶助ヲ爲シタル男女別	扶助ヲ受ケタル者ノ住所氏名
			施療										
			療養費										
			休業扶助料										
			打切扶助料										
			障害扶助料										
			遺族扶助料										
			葬祭料										

第三號書式

月分歸郷旅費支給月報

工場名	工場主又ハ工場管理人	所在地	歸郷旅費ヲ受クル人ノ氏名	歸郷旅費ヲ受クル人ノ住所	歸郷旅費ヲ受クル人ノ年月日	歸郷旅費ヲ受クル人ノ職業	歸郷旅費ヲ受クル人ノ年月日

年 月 日

何府縣何郡何町村字何番地
工業主 何 某
何府縣何郡何町村字何番地
何工場何々 何 某

記載心得

一、扶助ハ工場法令ノ規定ニ依リ工業主ノ義務ニ屬スルモノニヲ記載スヘシ
二、施療ハ之ヲ金額ニ見積リ記載スヘシ
三、扶助ヲ受タル原因ニハ病名又ハ負傷ノ種類ヲ記載シ、障害扶助料ニ付テハ右ノ外疾病、負傷ニ依ル身體障害ノ程度ヲ附記シ遺族扶助及葬祭料ニ付テハ死亡職工ノ氏名ヲ附記スヘシ
四、同一職工カ同一原因ニ依リ翌月以後ニ渉リ扶助ヲ受タルトキハ翌月以後ノ分ニハ氏名ノ上ニ○印ヲ付スヘシ

第二號樣式

選任契約書

一、工場法第十八條及第十九條ニ依リ何某ハ何某ヲ何工場管理人ニ選任シ同工場ノ管理ニ關スル一切ノ權限ヲ附與ス
一、何某ハ何工場管理人トシテ何某ニ代リテ工場法規ニ規定スル全般ノ責ニ任スヘキコトヲ承諾ス

右契約ス

記載心得

一、歸郷旅費ノ支給ハ工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ工業主ノ義務ニ屬スルモノ

©Kyozomekai

ノミヲ記載スヘシ

二、歸郷旅費ノ區別ハ工場法施行令第二十七條ノ規定ニ準ケタル種別ニ依リ例ヘハ未成年者カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ「未成年者」ト記載シ工場法施行令第七條ノ規定ニ依リ終身労務ニ服スルコト能ハサルニ依リ扶助ヲ受ケタル職工カ解雇後十五日以内ニ歸郷スル場合ハ「終身労務ニ服スルコト能ハサルモノ」ト記載スヘシ

◆工場異害及死傷者届出ニ關スル報告方ノ調令

今回府令工場法施行細則改正ト共ニ左ノ如ク京都府調令発セラレタリ

京都府調令第三十七號　警察署

府令工場法施行細則ニ依ル工場異害及死傷者届出ニ關スル報告方ノ件左ノ通定ム

大正十一年九月一日

京都府知事　若林賚蔵

工場法施行細則第十三條ノ二ニ依ル届出アリタルトキハ直ニ現場ニ臨檢シ左記事項ヲ調査シ別記様式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ知事ニ報告スヘシ但シ事態重大ナル場合ニハ其ノ概況ヲ即報スヘシ

第一　死亡者、重傷者又ハ一時ニ五人以上ノ負傷者ヲ生シタル場合

一、異害ヲ生シタル場合

原因及狀況

二、死傷者ノ男女別、年齢、職名、雇入年月日及給料

三、致死ノ原因又ハ負傷者ノ部位、種類及症狀

四、異害ヲ惹起セシ機械器具及其他ノ設備ニ對スル危害豫防裝置ノ有無並其ノ構造ノ概況

五、異害ヲ惹起セシ當該個所若ハ當該部分ニ於テ昔ヲ生シタル異害ノ回數

第二、工場又ハ附屬建設物其他ノ設備カ火災ニ罹リ又ハ甚シク損壊シタル場合

一、前項第一號乃至第三號及第五號ニ掲ケタル事項

二、異害ヲ生シタル建設物又ハ設備ノ種類構造及材料其ノ他主要ナル事項

三、火災ニ付テハ避難及豫防ノ施設

明治三十八年十一月依京都府令第二十一號之ヲ改正

様式

工場

工場名	所在地	事業ノ種類	事業ノ種類	死傷者	死傷者ノ部位	死傷者ノ種類及症狀
				氏名	年令	雇入年月日

報告

死傷者ノ部位及種類及症狀	死傷者ノ部位及種類及症狀	死傷者ノ部位及種類及症狀
異害ヲ生シタル機械器具及其他ノ設備ノ概要	危害豫防ノ施設ニ於ケル設備ノ概要	異害ヲ生シタル建設物又ハ設備ノ種類構造及材料其他主要ナル事項
火災ノ場合ハ火災ノ原因及狀況		

記載心得

一、異害事故一件毎ニ本様式ニ依リ記載スヘシ

二、負傷ノ種類ニ付テハ創傷、火傷、腐蝕傷骨折、脱臼、破碎、陥絕、電撃ニヨル障碍等ヲ區別シテ記述シ症狀ニ付テハ負傷ノ結果ニヨル症狀ヲ記述スヘシ

三、設備トハ煙突、高架槽、起重機、昇降機原動機、汽罐、蒸氣ヲ使用スル密閉シタル蒸釜、二重底煮釜其ノ他之ニ準スヘキ設備ヲ謂フ

四、構造材料其ノ他主要ナル事項ニ付テハ建物ニ在リテハ平屋、二階、三階等ノ區別、煉瓦造、石造、土藏造、木造、鐵筋コンクリート造等ヲ記載スヘシ

五、火災避難施設ニ付テハ出入口、昇降口、非常口、階段ノ配置及構造、扉ノ開閉方、避難設備ノ種類及配置等、豫防施設ニ付テハ防火壁ノ構造、防火塗料ノ可否、自動消火器、消火用自動車喞筒其ノ他ノ消火器ノ種類箇數等ヲ記載スヘシ

◆職工負傷疾病月報記載心得細目

工場法施行規則第二十四條「常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ工業主ハ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纒メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ」トノ規定ニ依リ左記様式及記載心得アルハ各工業主ノ周知セル所ナルカ今回本府警察部ニ於テハ負別記ノ如キ職工負傷疾病月報記載心得ヲ規定シ之ヲ遵守セシムル向今回工場法施行細則改正ニ伴ヒ職工負傷疾病月報ニハ職工

様式第三號（工場法施行規則ニ依ル）

職工負傷疾病月報　工場名

大正年月分	氏名	生年月日	雇入年月日	職名	職工總數	内訳 男	内訳 女	内訳 計	職工負傷疾病月報ニハ職工負傷ノ部位及種類及症狀ヲ記載スヘシ

職工負傷疾病月報記載心得

一、本月報用紙ノ一頁ハ半紙半折大トス

二、本月報ニハ業務上ト否トヲ問ハス負傷又ハ疾病ノ爲引續キ三日又ハ夫レ以上休業シタル者ニ限リ記載ス但シ死亡シタル者ニ付テハ休業三日ニ滿タサルトキト雖之ヲ記載スヘシ同一職工ニ付同一月内ニ二回以上月報ニ記載スヘキ事由ヲ生シタルトキハ各別ニ記載スヘシ

三、負傷及疾病ハ各別ニ取纒メタ記載スヘシ負傷ハ疾病ト用紙ヲ別ニスルモ妨ナシ

四、職工總數ニハ其ノ月ノ末日ニ使用スル職工ノ總數ヲ記載スヘシ

五、業務別男女別欄ニハ例ヘハ紡績工場ニ於テハ混綿部男工、精紡部女工、製紙工場ニ於テハ紙料部男工、織布工場ニ於テハ整經部女工等ニ準シ記載スヘシ

六、休業日數欄ニハ其ノ月ニ於ケル休業日數ヲ記載スヘシ月末ノ休業日數カ三日ニ滿タサルモ翌月ノ分ト合算シタ三日又ハ夫レ以上トナリタル場合ニ於テハ之ヲ通算シテ翌月ノ月報ニ記載スヘシ

未治癒ノ爲翌月ヘ繰越欄ニ記載シタルモノニシテ翌月ニ入リ治癒シタルトキハ翌月ニ於ケル休業三日ニ滿スト雖仍之ヲ翌月ノ月報ニ記載スヘシ

七、病名又ハ負傷ノ種類、發病又ハ負傷ノ日付判明セサルトキハ「不明」ト記載スヘシ

八、結末欄ニ於テハ其ノ月内ニ治癒シタル者ハ治癒ノ日付、其ノ月内ニ死亡シ又ハ治癒ニ至ラスシテ解雇シタル者ハ死亡又ハ解雇ノ日付ヲ記載シ其ノ月内ニ治癒セサル者ニ付テハ未治癒ノ爲翌月ノ繰越欄ニ○印ヲ附スヘシ

工第三九〇三號

各警察署長殿　京都府警察部長

職工負傷疾病月報記載方ノ件

工場法施行規則第二十四條ニヨリ常時職工五十人以上ヲ使用スル工業主ハ職工負傷疾病月報ノ届出ヲ爲ス場合ニハ同規則様式第三號ノ記載心得ニ依ルハ從前ノ通リナルモ更ニ今般左ノ通細目ヲ定ノ候ニ付工業主ニテハ本細目ニ據リ記載ノ上届出ヲ爲サシメラレ此段及通牒候也

職工負傷疾病月報記載心得細目

一、合併症、續發症アリタルトキハ又ハ同時ニ二個所以上負傷シタルトキ其ノ主タル病症名ヲ記載スヘシ

二、負傷ニ因ル內臟疾患ハ該臟器ノ疾患ト見做シ疾病ノ部欄ニ記載スヘシ

三、病傷者カ治療ヲ受ケスシテ醫療ヲ廢シタル後再ヒ同一疾病ニ依リ醫療ヲ受クルトキハ其ノ醫療ヲ廢シタル期間ヲモ治療期間中ニアルモノト見做シテ記載スヘシ但シ再發ノ場合ハ此限リニアラス

四、病傷者カ醫療ヲ廢シタル後醫師ノ注意ニ依リ湯治等ヲ爲シタルトキハ湯治等ニ要シタル期間ヲモ治療期間中ニアルモノト見做シテ記載スヘシ

五、病名ハ成リ得ル丈ケ明記シ且醫師ノ診斷ニヨル醫學的病名ヲ記載スヘシ例ヘハ單ニ「肋膜炎」「氣管支カタル」等トセス「慢性」「急性」「續發」等ノ別ヲ明ニスヘシ

六、眼病ノ如キ合ニハ專染性及非傳染性ヲ區別シ「トラホーム」其他ノ傳染性眼病ハ特ニ明記スヘシ

七、皮膚病ノ場合ニハ傳染性及非傳染性ヲ區別シ黴毒性皮膚病ハ特ニ明記スヘシ

八、負傷ノ場合ニハ其種類ヲ明カニシ例ヘハ「創傷」「火傷」「腐蝕」「骨折」「脱臼」「破碎」「陥絕」及「電撃」ノ障碍等ヲ區別スヘシ

九、中毒ノ場合ニハ工業ニ因ル中毒ト其他ニ因ル中毒トヲ區別スヘシ

工業ニ因ル中毒トハ例ヘハ砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、燐含有物、鉛鉛化合物、「チャン」、火素酸、「チアン」、化合物其他ノ毒性又ハ劇性料品ヲ取扱フ業務ニ於ケル中毒ヲ謂フ

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第二十五號

左記ノモノ職工徒弟契約ノ締結シ登記ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正十一年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙部員　半井常吉　職工
　　岩熊竹治
　　松村信雄
　　牧村信雄
　　千越友仙工藝
　　中島圓太郎
　　森田宗次郎
　　河村重助
　　山本晋吉
　　山口庄八
　　谷口善吉
　　青木直好
　　横田宗七
　　富永岩次郎
　　杉山喜蔵
　　細口留次
　　永田辨蔵
　　岩田源作
　　小川政次
　　植野清次郎
　　方野竹次郎
　　吉井千代松
　　矢橋茂次郎
　　矢橋宗次郎
　　吉井千代松
　　矢橋宗次郎
　　吉井千代松
　　矢橋宗次郎
　　吉井千代松

友仙染部員伊藤安太郎　全　吉田太一
全　全　谷猛五郎
全　全　平光俊市

◆公示第二十七號

左記ノモノ屢々組合員ニ於テ傳使スルコトヲ停止ス

大正十一年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙染部員澁瀬善八職工　宋相
全　横山栄太郎徒弟　鹽波正太郎
全　全　田中卯三郎
全　全　田中喜太郎
全　全　橋本吉
全　全　宋又嚴
加藤松太郎全
内藤源之助全　川瀬勇次郎
全

◆公示第二十八號

大正十年度本組合經常費收支決算別項ノ通リ組合代議員會ノ承認ヲ經タリ此旨公示ス

大正十一年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

大正十年度京都染物同業組合經費收支決算

科目	豫算額	決算額
收入部		
第一款　組合經費		
一項　等級割	二、三五五●一六〇	二、三五五●一六〇
二項　戸數割	一〇、七六四●三六〇	一〇、七六四●三六〇
第二款　雜收入	九、三二四●六六〇	九、三二四●六六〇
一項　證票料	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
二項不用品賣却代	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　廣告料	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
四項　繰越金	三、〇〇〇●〇〇〇	三、〇〇〇●〇〇〇
五項　勸業奬勵金	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
合計　金	二、九六〇●九六〇	二、九六〇●九六〇
支出部		
第一款　勸業費		
一項　博覽會費	三、〇〇〇●〇〇〇	三、〇〇〇●〇〇〇
二項　博覽會費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　研究費	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
第二款　試驗所費		
一項　印刷費	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
二項　文具費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　通信費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
四項　月報費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
五項　諸給料	一、二〇〇●〇〇〇	一、二〇〇●〇〇〇
一　理事給	九〇〇●〇〇〇	九〇〇●〇〇〇
二　書記給	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三　使丁給	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
第四款　雷用費		
一項　備附品費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
二項　點燈費	六〇●〇〇〇	六〇●〇〇〇
三項　消耗費	二〇〇●〇〇〇	二〇〇●〇〇〇
四項　修繕費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
五項　雜費	一九〇●〇〇〇	一九〇●〇〇〇
六項　保險費	六〇●〇〇〇	六〇●〇〇〇
七項　旅費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
第五款　雜給費		
一項　報酬	四〇〇●〇〇〇	四〇〇●〇〇〇
二項　會議費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　欵待費	一、一五〇●〇〇〇	一、一五〇●〇〇〇
四項　宿直費	九〇●〇〇〇	九〇●〇〇〇
五項　賞與費	三四〇●〇〇〇	三四〇●〇〇〇
第六款　修繕費		
一項　修繕費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
第七款　豫備費		
一項　豫備費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
合計　金	一、九一二●九一二	一、九一二●九一二

差引殘金參千五百七拾八圓九拾七錢四厘

內

金貳千圓　機械購入積立金

金千五百七拾八圓九拾七錢四厘

大正十二年度繰越

◆公示第二十九號

大正十一年度京都染物同業組合經常費收支決算別項ノ通リ組合代議員會ノ承認ヲ經タリ此旨公示ス

大正十一年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

大正十一年度京都染物同業組合經常費收支決算

科目	豫算額	決算額
收入部		
第一款　組合經費		
一項　等級割	二、三五五●一六〇	二、三五五●一六〇
二項　戸數割	一〇、七六四●三六〇	一〇、七六四●三六〇
第二款　雜收入	六、四四〇●〇〇〇	六、四四〇●〇〇〇
一項　證票料	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
二項不用品賣却代	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　廣告料	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
四項　繰越金	一、四一四●四四〇	一、四一四●四四〇
五項　勸業奬勵費	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
計　金	一、九一二●九一二	一、九一二●九一二
支出部		
第一款　勸業費		
一項　博覽會費	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
二項　聯合會費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　補習學校費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
四項　勸業奬勵費	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
第二款　試驗所費		
一項　技師給	二、四〇〇●〇〇〇	二、四〇〇●〇〇〇
二項　器具費	一、一〇〇●〇〇〇	一、一〇〇●〇〇〇
三項　研究費	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
第三款　所費		
一項　印刷費	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
二項　文具費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　通信費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
四項　月報費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
五項　諸給料	一、二〇〇●〇〇〇	一、二〇〇●〇〇〇
一　理事給	九〇〇●〇〇〇	九〇〇●〇〇〇
二　書記給	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三　臨時費	二〇〇●〇〇〇	二〇〇●〇〇〇
四　使丁給	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
第四款　雷用費		
一項　備附品費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
二項　點燈費	六〇●〇〇〇	六〇●〇〇〇
三項　消耗費	二〇〇●〇〇〇	二〇〇●〇〇〇
四項　修繕費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
五項　雜費	一八〇●〇〇〇	一八〇●〇〇〇
六項　保險費	六〇●〇〇〇	六〇●〇〇〇
七項　旅費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
第五款　雜給費		
一項　報酬	四〇〇●〇〇〇	四〇〇●〇〇〇
二項　會議費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　欵待費	一、一五〇●〇〇〇	一、一五〇●〇〇〇
四項　宿直費	九〇●〇〇〇	九〇●〇〇〇
五項　賞與費	三四〇●〇〇〇	三四〇●〇〇〇
第六款　修繕費		
一項　修繕費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
第七款　豫備費		
一項　豫備費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
合計　金	一、九一二●九一二	一、九一二●九一二

賦課法

等級	納稅額	戸數	賦課率	賦課數	備考
一	三〇〇	一四	一〇〇	四、二〇〇	
二	二〇〇	一四	一〇〇	二、八〇〇	
三	一〇〇	一四	一〇〇	一、四〇〇	
四	五〇	一四	一〇〇	七〇〇	
五	三〇	一四	一〇〇	四二〇	
合計		七〇		九、八二〇	

第一條　賦課ノ方法ハ別ニ定ムル所ノ規程ニ依ル

第二條　營業等級割ハ前年度ノ營業納稅額ヲ標準トス

第三條　戸數割ハ一戸一ヶ年金貳拾錢トス

第四條　經費ハ年額ヲ四分シ一月、四月、七月、十月ノ各三十日迄ニ徴收シ端數ヲ生スルトキハ第一期ノ徴收額ヲ加フ

第五條　組合員ハ前條ノ期限内ニ納附スヘク若シ理由ナク期日内ニ納附セサルトキハ組合定款ノ規定ニ準據シ處分ス

第六條　經費ハ本年度ニ於テ既ニ前ヨリ加入スルモノハ一ヶ年七月以降ニ加入スルモノハ半ヶ年ヲ課シ七月以前ニ廢業スルモノハ半ヶ年七月以降ニ廢業スルモノハ一ヶ年分ヲ課シ開廢業共ニ其手續ヲ爲サヽル間ニ全額ヲ徴收ス

第七條　新タニ開業シタルモノ、經費ハ組合等級割ノ最下位ノ額ヲ課シ開業ニ組合證票料金參拾錢ヲ徴收ス

第八條　賦課法ノ誤算又ハ違算アリト認メタルトキハ徴收通知ヲ受クタル日ヨリ一周間内ニ訂正ノ申請ヲ爲サヽレハ無効トス

第九條　實收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ豫備費ニ編入ス

◆代議員補缺選擧ニ關スル紅染組置棟物糸黒染各部代議員缺員ニ就キ左補缺選擧をなしたるに左の諸氏當選就任アリたり

紅染部　大村正太郎氏
糊置部　寺田徳次郎氏
棟物部　本徳次郎氏
糸黒染　三田清三郎氏

◆建築費に就て

組合員會の決議に基き其筋の認可を經て徴收に着手せしに中には誤解なりとして向きあるに乘じ或る一部の人々は之を運動を試み煽動教唆して事業の進行を妨げ又は延期或は中止せしと流言を放ちて組合員を迷はすものあるやの風説を耳にせるも一たび決議せられし問題を自由に延期或は中止するが如きは事實に於てなし得べきにあらざれば其事業の進行を遂行せしめあれば組合員に於てなれをみられたく特に來年度は総ての役員の人選慎重なるも怠納者は被選擧權の

第一章　總則

第一條　本會ハ第二回家庭博覽會ト稱ス

第二條　本會ハ大正十二年三月二十日ヨリ同年五月二十日迄京都市岡崎公園勸業館ニ於テ開設ス

第三條　本會ハ家庭ノ改善ヲ圖リ併セテ產業ノ發達ニ資スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ出品ノ保護ニ對シ相當ノ設備ヲ爲ス其使用料左ノ如シ

第五條　本會ニ於テ配當シタル陳列場所ニ對シ出品者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第六條　出品者ハ本則及本會ニ關スル諸規則ニ基ク義務ヲ履行セサルトキハ本會ハ適宜ノ處分ヲナシ且ツ之ニ要シタル費用ヲ徴收スヘシ

第七條　會場内ノ光景ヲ模寫又ハ撮影セントスルモノハ本會ノ承認ヲ受クヘシ但シ出品物ニ付テハ出品者ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二章　出品

第八條　出品ヲ類別シ左ノ五部トス

第一部　衣
第一類　織物
第二類　染物
第三類　刺繍及染織物加工品
第四類　衣服ニ關スル糸及其製品
第五類　被服類
第六類　染織及加工用機械器具

第二部　食
第一類　農產物食料品
第二類　林產物食料品
第三類　水產物食料品
第四類　貯藏食料品
第五類　菓子、飴、麺類
第六類　茶、珈琲
第七類　醬油及加工食料
第八類　麺類
第九類　飲食物用器具機械
第十類　其他

第三部　住
第一類　建築物并ニ模型雛形
第二類　和洋家具一切
第三類　金屬製品
第四類　化學製品
第五類　陶磁器、七寶、琺瑯
第六類　漆器及硝子類
第七類　人形、玩具
第八類　祭典、禮式用具、佛檀、佛具
第九類　其他

第四部　裝身具、携帶品、旅行用具及衛生保健等
第一類　裝身具及携帶品
第二類　旅行用具
第三類　化粧品及香料
第四類　文房具
第五類　樂器及其附屬品
第六類　皮革類及羽毛製品
第七類　遊戯及運動用具
第八類　度量衡
第九類　教育及學藝用品
第十類　衛生用機械器具并ニ標本模型

第五部　參考品

第九條　出品ハ大正九年四月以降採取加工製作又ハ製造シ若クハ製造セシメタルモノニ限ル

第十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ハ之ヲ出品スルコトヲ得ス

一　他ノ博覽會共進會又ハ品評會ニ出品シ審査ヲ受ケタルモノ

二　風俗又ハ秩序ヲ紊シ若クハ衛生ヲ害スル虞アリト認ムルモノ

三　他ニ損害ヲ及ホシ若クハ公衆ニ嫌忌ノ感ヲ與ヘ又ハ危險ノ虞アリト認ムルモノ

第十一條　出品ハ部別ニ陳列ス

但シ出品ノ性質ニ依リ前條ニ依ル事能ハサルモノハ便宜場所ヲ選定シ陳列ス

第十二條　出品者ハ本則及本會ニ關スル諸規則ニ依ル取扱ニ關シ異議ヲ述ベ若クハ損害賠償法ハ別紙ノ通リ認可セラル此旨公示ス

大正十一年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

雜報

◆京都府指令一商第一七三六號

京都染物同業組合

大正十一年度十一月二十七日附發第一八七號申請大正十二年度歳出入經費豫算並賦課徴收方法ノ件認可ス

大正十一年十二月十一日

京都府知事　池松時和

大正十二年度京都染物同業組合經常費收支豫算

科目	前年度豫算	本年度豫算
收入部		
第一款　組合經費		
一項　等級割	二、三五五●一六〇	二、三五五●一六〇
二項　戸數割	一〇、七六四●三六〇	一〇、七六四●三六〇
第二款　雜收入	六、四四〇●〇〇〇	六、四四〇●〇〇〇
一項　證票料	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
二項不用品賣却代	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　廣告料	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
四項　繰越金	一、四一四●四四〇	一、四一四●四四〇
五項　勸業奬勵費	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
計　金	一、九一二●九一二	一、九一二●九一二
支出部		
第一款　勸業費		
一項　博覽會費	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
二項　聯合會費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　補習學校費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
四項　勸業奬勵費	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
第二款　試驗所費		
一項　技師給	二、四〇〇●〇〇〇	二、四〇〇●〇〇〇
二項　器具費	一、一〇〇●〇〇〇	一、一〇〇●〇〇〇
三項　研究費	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
第三款　所費		
一項　印刷費	三〇〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
二項　文具費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　通信費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
四項　月報費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
五項　諸給料	一、二〇〇●〇〇〇	一、二〇〇●〇〇〇
一　理事給	九〇〇●〇〇〇	九〇〇●〇〇〇
二　書記給	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三　臨時費	二〇〇●〇〇〇	二〇〇●〇〇〇
四　使丁給	一、〇〇〇●〇〇〇	一、〇〇〇●〇〇〇
第四款　雷用費		
一項　備附品費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
二項　點燈費	六〇●〇〇〇	六〇●〇〇〇
三項　消耗費	二〇〇●〇〇〇	二〇〇●〇〇〇
四項　修繕費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
五項　雜費	一八〇●〇〇〇	一八〇●〇〇〇
六項　保險費	六〇●〇〇〇	六〇●〇〇〇
七項　旅費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
第五款　雜給費		
一項　報酬	四〇〇●〇〇〇	四〇〇●〇〇〇
二項　會議費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
三項　欵待費	一、一五〇●〇〇〇	一、一五〇●〇〇〇
四項　宿直費	九〇●〇〇〇	九〇●〇〇〇
五項　賞與費	三四〇●〇〇〇	三四〇●〇〇〇
第六款　修繕費		
一項　修繕費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
第七款　豫備費		
一項　豫備費	一〇〇●〇〇〇	一〇〇●〇〇〇
合計　金	一、九一二●九一二	一、九一二●九一二

第三款　所費
一項　印刷費
二項　文具費
三項　通信費
四項　月報費
五項　諸給料
一　理事給
二　書記給
三　使丁給
第四款　雷用費
一項　備附品費
二項　點燈費
三項　消耗費
四項　修繕費
五項　雜費
六項　保險費
七項　旅費
第五款　雜給費
一項　報酬
二項　會議費
三項　欵待費
四項　宿直費
五項　賞與費
第六款　修繕費
一項　修繕費
第七款　豫備費
一項　豫備費
合計　金

張物部(三名)　新　和田栄太郎
　　　　　　　再　辻恒三郎
正紺染部(一名)　全　横江善次郎
浸落調整部(二名)　再　北浦長七
　　　　　　　全　西島貞吉
紋上書部(二名)　新　井上兵太郎
　　　　　　　再　佐々木嘉助
藍染部(二名)　全　下村市太郎
灰汁附部(一名)　再　古川茂吉
印シ染部(一名)　全　佐貫太兵衛
晒白部(一名)　新　中村乙吉
練物部(一名)　再　杉本徳次郎
生藍建部(一名)　全　中川和三郎
経糸部(一名)　新　松田直吉
糸黒染部(一名)　再　三田清三郎
御召再整部(一名)　新　西澤利三郎
小紋染部(二名)　全　大村傳三郎
　　　　　　　新　今村高三郎
湯貫斗部(三名)　再　奥野勇之丞
　　　　　　　全　牧野市三郎
洗色抜部(一名)　再　大森新太郎
糸練部(一名)　新　田中富之助
諸色染(二名)　新　林井政次郎
　　　　　　　再　佐吉
　　　　　　　新　永田中常太郎

◆公示第五號

左記ノモノ職工徒弟契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲナレタリ此旨公示ス

大正十二年二月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

紋上書部員川勝藤次郎　職工　塚本武雄
友仙染部員横江彌太郎　徒弟　平尾鹿次郎
　　　　　全　人　全　南部忠次郎
浸落調整部山村徳松　全　北川萬吉
友仙染部員金久保伊兵衛徒弟　小山信次
　　　　　全　稲田九市　全　尹再守
　　　　　全　人　全　金奇鐸

組吊諸色染部員田宮吉兵衛全　伊藤高之助
友仙染部員北村重藤　全　加賀清七
浸落調整部員谷富豊松　全　後藤其一
御召再整部員小野木兵助全　石枝千代枝
紋上書部員小野木兵助全

◆公示第六號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ屋備契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十二年二月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

組吊諸色染部員新納峰橋職工　蓬山留次郎
總布再整部員花村信二　徒弟　日下部勘一
　　　　　全　陸田恒藏　同　松井修平
友仙染部員太田常次郎　全　平手悦二郎
　　　　　全　人　全　佐野七五郎
　　　　　全　鈴木末吉
　　　　　全　横田長一郎
　　　　　全　人　全　東野由松
　　　　　全　人　全　加野久太郎
　　　　　全　人　全　松下與四松

◆公示第七號

左記ノモノ職工徒弟取締規程第九條ニ抵觸スルニ付定款第十七條ニヨリ組合員ニ於テ懲使スルコトヲ停止ス

大正十二年二月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

張物部員猪俣保吉　徒弟　畑中一雄

雜報

◆各部の決算豫算　各部に於ける前年度の決算及大正拾二年度部經費收支豫算は左の通り屆出てたるもの左の如し

○組吊諸色染部

大正十一年度部經費收支決算

收入ノ部

一金貳百〇八圓八拾錢　收入總額

内譯

金貳百〇八圓八拾錢　等級割

支出ノ部

一金貳百〇八圓八拾錢　支出總額

金四拾圓　會議費
金參拾圓　印刷費
金參拾圓　勸業費
金拾五圓　文具費
金五拾圓　事務取扱費
金拾圓　部長及會計報酬
金參拾參圓八拾錢　雜費
計
右決算報告候也

大正十二年一月廿六日

組吊諸色染部長　田中常次郎

○組吊諸色染部

大正十二年度部經費收支豫算

收入ノ部

一金百八拾九圓也　收入總額

内譯

金七拾六圓八拾錢　一等　三十二戸　金二拾錢
金四拾五圓也　二等　二十五戸　金十五錢
金六拾七圓貳拾錢　三等　七十戸　金八錢

支出ノ部

一金百八拾九圓也　支出總額

内譯

金四拾圓　會議費
金貳拾圓　印刷費
金參拾圓　勸業費
金拾圓　文具費
金參拾圓　事務取扱費
金參拾六圓　書記給料
金貳拾圓　部長及會計實費辨償
金拾參圓　雜費
計
右之通ニ候也

大正十二年一月廿六日

組吊諸色染部長　田中常次郎

○練物部

大正十一年度部經費收支決算

收入ノ部

一金九拾九圓八拾錢　收入總額

内譯

金八拾八圓貳拾錢　等級割收入金
金拾壹圓六拾錢　前年度繰越金
計

支出ノ部

一金五拾五圓六拾四錢　支出總額

内譯

金貳拾圓　會議費
金貳拾圓　印刷費
金參拾圓　勸業費
金五拾圓　文具費
金拾圓　事務取扱費
金參拾圓八拾錢　雜費
計
右決算報告候也

大正十二年一月

金四拾圓拾六錢　會議費
金壹圓七拾四錢　印刷費
金五圓　集金費
金貳拾九圓貳拾錢　雜費
計
右差引

大正十二年二月八日

形彫部長　小阪善太郎

○形彫部

大正十二年度部經費收支決算

收入ノ部

一金百九拾七圓〇八錢　收入總額

内譯

金參拾圓貳拾八錢　前年度繰越金
部經費徴收金
組合補助金
友仙圓鑒會補助金
會議所補助金

支出ノ部

一金貳百九拾七圓八錢　支出總額

内譯

金百七拾五圓　競技會費
金參拾七圓　會議費
金拾五圓八錢　雜費
金五圓　備附品費
金參圓　文具費
金七圓　通信費
金四拾五圓　傭人給
金拾圓　印刷費
計

金貳拾五圓
金貳拾五圓
金八拾參圓八拾錢
金八拾四圓拾錢
計

支出ノ部

一金貳百七拾圓七拾四錢　支出總額

内譯

金百六拾參圓七拾九錢五厘　競技會費
金四拾四圓四拾壹錢　會議費
金拾參圓五拾錢　雜費
金壹圓六拾九錢　通信費
金六圓六錢五厘　傭人給
金壹圓　文具費
計
右差引
金參拾圓貳拾八錢　前年度繰越金
右決算報告候也　翌年度繰越

大正十二年二月八日

形彫部長　小阪善太郎

○形彫部

大正十二年度部經費收支豫算

收入ノ部

一金貳百九拾七圓〇八錢　收入總額

内譯

金參拾圓貳拾八錢　前年度繰越金
金五拾圓　部經費徴收金
金五拾圓　組合補助金
金貳拾五圓　友仙圓鑒會補助金
　　　　　會議所補助金

支出ノ部

一金貳百九拾七圓八錢　支出總額

内譯

金百七拾五圓　競技會費
金參拾七圓　會議費
金五拾五圓八錢　雜費
金五圓　備附品費
金參圓　文具費
金七圓　通信費
金四拾五圓　傭人給
金拾圓　印刷費
計

金六拾五圓
金貳拾五圓
金六拾五圓
金參拾貳圓貳拾九錢　雜費
計
右差引
金參拾圓貳拾八錢　前年度繰越金
右決算報告候也　翌年度繰越

大正十二年二月八日

形彫部長　小阪善太郎

○湯貫斗部

大正十一年度部經費收支決算

收入ノ部

一金參百圓七拾九錢　收入總額

内譯

金貳百八拾參圓六拾五錢　部經費徴收高
金八圓七拾五錢　前年度經費徴收分
金八圓參拾九錢　前年度繰越金
計

支出ノ部

一金貳百九拾貳圓五拾錢　支出總額

内譯

金六拾錢　文具費
金四圓參拾錢　備附品費
金貳拾參圓四拾錢　印刷費
金八拾圓拾五錢　會議費
金四拾參圓七拾錢　事務費
金九拾八圓　傭人給
金四拾貳圓參拾五錢　雜費
計
右差引
金八圓貳拾九錢　翌年度繰越
右決算報告候也

大正十二年二月七日

湯貫斗部長　田中宗次郎

○湯貫斗部

大正十二年度部經費收支豫算

收入ノ部

一金參百拾貳圓貳拾九錢　收入總額

内譯

金參百〇四圓　本年度經費徴收分
金八圓貳拾九錢　前年度繰越金
計

支出ノ部

一金參百拾貳圓貳拾九錢　支出總額

内譯

金五圓　文具費
金五圓　備附品費
金五拾五圓　印刷費

金六拾五圓
金貳拾圓
金參拾圓
金六拾五圓
金參拾貳圓貳拾九錢　雜費
計
右差引
金五百〇八圓參拾錢　部經費徴收高
金七拾六圓　前年度繰越金
金貳拾貳圓五拾八錢　銀行預金利子
金壹圓六拾六錢
一金五百七拾參圓貳拾六錢　支出總額

内譯

金貳百五拾五圓五十參錢　徒弟奬勵費
金壹圓五拾參錢　通信費
金貳拾八圓八拾錢　旅費
金拾參圓　雜費
金貳百五拾六圓四拾錢　總會費
金拾八圓　會議費
差引殘金參拾五圓貳拾八錢

大正拾貳年度へ繰越

◆鴨川原借地の件　從前組合員の水洗上の便宜を圖り組合名義を以て鴨川流域を借用し其便を許し來りたるか其間横着なる組合員は使用料を免れんため他人の名義を借り或は種々の口實を設けて徴收に應せざるもの等ありて遂ひに使用料に不足を生し組合の困難少なからざりしが今年度より京都府より左の指令ありしを以て斯かる條件は組合現在の實際に於て實行せらるべしとも認められざれば此際一先づ返却することゝせり依て今後は獨人的に借受け各自の取締りをなすことに至るべし其の指令は左の如し

一借用地以外ニ出ヲヘカラサル事

一干物用張縄ハ使用後撤去スル事

一絞水機ハ河敷内ニ放置スヘカラサル事

一打抗ハ使用後撤去シ穴ヲ埋ムル事

一使用後撤去シ穴ヲ埋ムル事

右は借受人當然行ふべき事柄なりと雖ども使用人に於て實行せず去りとて之れら取締に任すべき係員を置入るとせば各自の負擔を重せざるべからず現在使用料壹ケ年の最高七圓すら重しとする次第なれば一層苦情を生ずることゝ信ずれば已むなく返地すべきものなりと

◆營業稅調査委員撰擧　本年は營業稅調査委員の改撰期にして多數の候補者は相爭ふことと信するが元來調査委員數は上京區より七名、下京區より七名都合拾四名の少人數にして京都全體の營業を調査するものにて其結果や知るべしである故に染物に関する内情の實況は矢張り染物を營むものにあらざれば知れるものにあらざる以て適當の決定を受くるを得ざるなり然るに從前吾が組合より此調査委員を撰出するを得ず全然類を異にせる調査委員の調査に組めゐるが故に常に不平の聲を耳にせる所以なり本年は來い改撰期につき是非當業者を候補者として當撰せしめ相互の利益を保護したきものなれば一月中に營業稅屆出をなしたるものは有權者なれば豫め注意し置かれたきものなり

◆獨米染料の現況　農商務省商務局より現下に於ける獨乙及米國に於ける染料の我國に輸入せらるゝ情報は左の如く通牒せられたり

戰前に於て獨乙產染料が殆んど世界の市場を獨占せるは同國當業者が研究の結果化學的新製法を發見し、大量生產主義を採り給出業者相結束して優良品を極めて廉價に國際市場に提出せるに因るものにして、染料の需要最多き英、米、支、印、日、伊等の織物工業國は主として其供給を獨乙に仰きたるか戰時中其の輸入杜絶するや自然自給自足に努めたる結果該工業は短年月間に著しき發達を遂げたり、就中米國は戰時中の需要激增に刺戟せられ大規模工場を增設し製法を改善し大いに斯業發達に勗めたる爲め一九二〇年には八千八百二十六萬四千封度の最高產額を示し一九一四年に比し殆んど十倍以上に增加し自給自足の域に進みたるのみならず技工に於ても獨乙品に劣らず持久力は寧ろ後を凌駕するに至り遂て海外に輸出するの盛況に達せり一九一八年休戰

© Kyozomekai

條約の締結後數ヶ月にして米國は自國染料工業保護の目的を以て全然國内に產せざる原料を除き外國製品及原料の輸入を禁止せり（一九二二年關稅法の改正により右禁止及割限條項は廢止さるべ、英、伊兩國亦戰時中同工業は異數の發達をなせるが休戰後安價なる獨乙品の侵入に依り壓倒せらるゝに及び英國は一九二一年一月十五日より、伊國は六月三日より供に染料輸入割限法を實施するに至り爲めに獨乙染料輸出業者は大打擊を蒙り一九一三年中のアニリン塗料及コールタール染料の輸出額六萬四千二百八十八米突噸なりしもの一九二二年四月に終る、一年間には約三分の一に減少し僅かに東歐諸國及東洋市場輸出に於て好成績を示し（殊に日支兩國に對する輸出額は一九一三年の一割九分以下なりしに比し一九二一、二二兩年には三割一分以上に達し數量は減したるも獨乙總輸出額に對する割合漸增せり）たれど右は一部的現象にして一九一九年中同國加工場の革新整理に努力せるため一時戰前の常態に復することを得、一九二二年七月中には其の產額一躍四五萬噸に達せるも其の後激烈なる勞働爭議の惹起するわり後の英米伊三大國に於ける輸入割限と相俟ち戰後一時好況に向はんとする獨乙染料工業は茲に一大頓挫をなせり、然るにベルサイユ條約に依り一九二二年六月末獨乙か英、佛、伊、白の諸國に引渡せる大多量の染料の漸次市場に出廻るに及び米國品は之れに壓倒せられ其の產額噸に五分の一約六百萬弗に減少するに至れ

◆博覽會　三月廿日より例年の如く岡崎博覽會四月一日より舞鶴町に於て開港記念博覽會の開催あるを以て出品希望者は當事務所へ申込まるべし出品物は小切れ類のもの或は標本類似のものは一切取扱はざるべし

◆染料騰貴　に逃れ各部に於て値上げ問題を請求する向き之れあるよしなるも總體不況の折節染注文の乏しき際徒らに値上げをなすも其實勢を欲め難ければ當分見合す方然るべしその意味を有する部族少からず著し慎て實行を必要あら

◆舞鶴博覽會規則　別項記載の新舞鶴開港記念博覽會規則は左の通りにつき熱覽の上出品希望者は至急申込まるべし

第一條　本會ノ出品部類左ノ如シ

第一部　織物、染物、糸類、總類、麻苧、刺繍、編物、組物、櫛物、造花、押繪、寫具、被服其ノ他布帛製品及原料一切

二、　他ニ損害ヲ及ボシ若クハ公衆ニ嫌忌ノ感ヲ與ヘ又ハ危險ノ虞アリト認ムルモノ

三、　前二項ノ外物品ノ種類、性質ニヨリ出品ノ價値ナシト認ムルモノ

第三條　本會ハ出品ノ保護ニツキ相當ノ設備ヲナスト雖モ天災、火災若クハ其ノ他ノ事故ニ由ル物品毀損又ハ紛失等一切ノ損害ニ對シ其ノ責ヲ任セズ

第四條　本會ニ於テ配當シタル陳列場所ニ對シ出品者ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

第五條　本會ニ出品セントスルモノハ出品申込書（第一號書式）ニ使用料ヲ添ヘ大正十二年一月三十一日迄ニ本會ニ差出シ承認ヲ受クベシ但シ期間内ト雖モ承認セザルコトアルベシ前項ノ承認ヲ受タルモノハ出品目錄（第二號書式）ニ解說書、（第三號書式）ヲ添ヘ三月五日迄ニ本會ニ差出スベシ

第六條　出品物ノ搬入ハ大正十二年三月一日ヨリ同月二十日迄ノ間ニ於テ之レヲナスベシ但シ出品物ニ對スル運賃配達費共支拂濟ノモノニ限ル

第七條　出品ノ陳列場所使用料左ノ如シ

館内陳列場（半間）
一間　四方一間以内　二十五圓
一間　四方一間以内　十三圓
（坪）
一坪　二十五尺以内　二十五圓
一坪　三十五尺以内　十三圓

第八條　出品者ハ本會ノ承認ヲ得テ自費陳列ヲ設備シ又ハ館外ニ陳列館ヲ建設スルコトヲ得其ノ料金左ノ如シ

一、土地使用料　一坪ニ付　金三十圓
二、自費陳列館　賣店其ノ他建設物ノ敷地料

第九條　會長ハ位置其ノ他ノ關係ヲ酌酌シ前二條ノ料金ヲ增減スルコトヲ得

第十條　第八條ノ承認ヲ受テントスルモノハ大正十二年一月三十一迄ニ出品ノ種類及建坪ヲ記載シタル申込書ニ設計圖、平面圖及建圖ヲ添ヘ本會ニ差出スベシ

第十一條　出品物ノ運搬及裝飾並ニ空箱類ノ保存等ハ出品人ノ負擔トス

第十二條　出品者事故ノタメ申込間數ノ全部又ハ一部ヲ使用セザル既納ノ料金ハ返戻セズ

第十三條　出品ニハ總テ部類、品名、數量代價（差買品ナレバ其ノ旨朱記スベシ）及出品者ノ住所氏名ヲ記シタル出品票ヲ附スベシ

第十五條　出品ヲ賣却シタル時出品人ハ代價百分ノ五ニ相當スル金額ヲ本會ニ納付スベシ但シ即賣當出品者ニハ本條ヲ免除ス

第十六條　出品ノ賣約ヲ爲ストキハ代價五分ノ一以上ノ手附金ヲ附金ヲ買約者ヨリ徵シ出品ニ買約濟ノ證ヲ貼付スベシ

前項ノ買約者ニ對シテハ賣約證ヲ交付シ閉會五日以内ニ代價ノ殘額ト引換ニ物品ヲ交付ス但シ買約者期日内ニ代價ノ支拂ヲ爲サザルトキハ賣約ヲ取消シ手附金ハ出品人ニ交付ス

第十七條　出品物ノ補充交換又ハ代價ノ變更ヲ爲サントスルトキハ本會ノ承認ヲ得ベシ

第十八條　出品者ハ陳列場所ヲ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ズ

第十九條　出品人陳列場使用中本會ニ於テ爲シタル設備ヲ破損シタルトキハ直チニ修理シ原形ニ復スベシ

第二十條　出品者ハ會期中猶ホ陳列場ヲ閉鎖シ又ハ出品ヲ撤去シ會場ノ秩序ヲ紊スコトヲ得ズ

第二十一條　出品者物品ヲ搬出セントスルトキハ本會ノ承認ヲ受クベシ

第二十二條　出品物ハ閉會後五日以内ニ搬出シ建物及工作物ハ十日以内ニ撤去シ原形ニ復スベシ

前項ノ期日内ニ搬出又ハ撤去ヲ爲サザルトキハ土地ヲ原形ニ復セザルトキハ本會ニ於テ之レヲ執行シ其費用ヲ徵收スルコトアルベシ

遠隔地出品者ニシテ遠路ヲ乞フ者ハ閉會五日以前ニ申出ズベシ但シ返送費用ハ出品人ノ負擔トス

第廿三條　出品者場内營業人及其ノ使用人ニ對シテハ別ニ入場證ヲ交付ス

第廿四條　出品目錄解說書ヲ差出サザルモノハ之レヲ審査セズ

第廿五條　審査ヲ辭退セントスルモノハ出品目錄ノ餘白ニ其ノ旨朱記入スベシ

（第一號書式）出品申込書

一、陳列場所　坪數
本館、御賣場、土間（館内館外）何間何坪
又ハ少量出品ニ付賣場
此ノ料金何圓也

一、出品種類

右ハ規會諸規則ヲ承認シ出品致度候ニ付料金相添ヘ申込候也

年　月　日

住所　職業　氏　名㊞

（第二號書式）出品目錄

（第三號書式）解說書

一、品名
二、創業年月日
三、動力使用ノ有無及種類
四、使用機械器具ノ名稱及數量
五、職工數
六、前年產額
七、販路
八、從前ノ受賞及ベキ者ノ求ノ要點

以上

年　月　日

住所　氏　名㊞

ゆうぜん板

用材土佐產
友仙染器具一切
其他
建築請負
本店　下京區岩上通錦小路上ル
瀧澤商店
同千本通二筋西綾小路下ル
工場㊂工場
廣俠望次第
特別安價

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第八號

左記ノモノ職工徒弟約束ノ締結シ登記ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正十二年三月廿五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

友仙部員　見玉宮太郎　全　今　全　全　全

第五條　本會ハ幹事七名ヲ選擧シ内二名ノ庶務及一名ノ會計校ヲ置ク

第六條　本會ノ事業トシテハ臨時競技會同案會ヲ開ク外地方視察或ハ斯業ニ關スル見學旅行ヲナスヨーアルマシ

第七條　幹事ニ於テ必要ト認ノ或ハ會員ノ希望ニ依リ隨時研究會或ハ講話會ヲ開ク

但シ三ヶ月以上無爲ニ會合ヲ休止スルコトヲ得ス

第八條　本會ニ關スル事項ハ會員過半數ノ決議ニ據ル其決議事項ハ遵守スベシ

第九條　本會ハ會費トシテ毎月金參圓ヲ徴金ス

第十條　中途退會スルモ既出ノ會費ハ返戻セス

但シ不幸ノ場合ハ弔慰金ヲ贈呈ス

第十一條　役員ノ任期ハ一ヶ年トシ其選擧ハ五選ニ依ル

第十二條　新タニ入會セント欲スルモノハ幹事ノ許可ヲ得入會金拾圓ヲ納附スベシ

大正十一年十月　日

京　秀　會

◆健康保險法　昨年四月發布せられたる健康保險法は明年度より實施せらるゝ筈にて既に其準備中にあるが社會局の發表せし該法に關する趣旨は左の通りなる各工場主は能く熟讀し置かれたし

此の法律に於ては勞働者が、義務の爲め及び業務に關係なく疾病に罹り、或は負傷したる者に對して、無代で醫師にかけるなり、其他必要のときは温泉に靜養せしめるなりして、一日も早く働く事の出來る樣にし、療養中には勞働者及び其家族の者の暮しに必要なる金を與へ、生活上の不安を取除くのを以て主なる目的とし、併せて出産の前後に於て、母親の保護の爲に入用なる金、死亡した者があるときは葬儀に入用なる金を與へんとするものである。

此の法律の内容

第一　どんな場合保險をするか

此の保險に加入してゐるもの（これを被保險者といふ）が疾病に罹るとか負傷をしたとき（これは日々の仕事が因でも又そうでなくてもかまはぬ）死亡したとき又は出産をしたとき

第二　どんな人がこの保險に加入するのか

甲、必ず加入しなければならぬ者

職工十五人以上を使用する工場の殆んど全部及職工十五人以下でも危ない仕事や衛生上害の有る仕事をする工場、鑛山及之に附屬してゐる事業場に使用せらるゝ職員職工、守衛小使等は必ず加入しなければならぬ。但し日傭人夫の樣な臨時に使はれる者と職員で一箇年間に千貳百圓以上報酬（これは月給其他きまつて受取る收入の合計である）を受ける者は加入しない。

乙、希望があれば加入する事の出來る者（任意加入者）例へば石材の切出し、砂利の採取（甲）に該當せざる工場、電氣事業、土木工事の類輕便鐵道の類其他陸上の運送業貨物積卸業等を經營する者は被保險者となるべき者の二分の一以上の同意を得て、内務大臣の認可を受ければこの保險に加入せしめる事が出來る。又一旦加入した者が轉業するど、資格を失ふ事になるが、それでは從來折角掛け金をした者が不利益であるから、其時より遡つて一年内に於て百八十日以上、又は其時迄に引續き六十日以上被保險者であつた者は一定の期限内に（この期間は勅令で定められる）申出づれば繼續して被保險者となる事が出來る。

第三　保險はどこでやるのか（保險者）

甲、政府

健康保險組合（次の項に述ぶる）に加入する者を除いて、全部政府がやる。

政府がこの保險を爲すに付ては、日本全國に五十箇所の保險署と二百箇所の出張所を設け此所で郵便局の樣に現業的仕事をさせる考である。而して此の數は漸次に之を增して、數年の後には保險署百箇所、出張所二百五十乃至三百箇所位を設置する豫定である。此の現業事務の外後述する所の審査會を附設して、爭の起つた場合に備へる。而して本年度設けられる準備事務所及其支所健康保險實施の曉には保險署及出張所に變形する筈である。

乙、健康保險組合（法人）

イ、事業主の希望に依つて設ける組合（任意設立組合）一つ又はこの以上の事業に付する事業主が被保險者の二分の一以上の同意を求めて、内務大臣の認可を受て、設立した組合、又二人以上の事業主が共同して右同樣の手續を經て組合を設立する事が出來る。

ロ、政府の命令を以て設けしむる組合（强制設立組合）强制加入者（第二、甲參照）五百人以上を使用する事業主が内務大臣の命令のもつた場合に設立する組合。

第四　保險事項が發生すればどんな手當をするか（保險の給付）

（イ）療養即ち醫師にかけて施行するとか藥を飲ますは勿論必要があれば湯治を爲さしめることある時に依つては、金を與へて本人の任意の療法を採らせることもある。

（ロ）傷病手當金　疾病に罹り又負傷して働らく事の出來ない者には本人や家族の暮しの入費を與へる。それは疾病や負傷の仕事の爲に直接起つたものなる時は働く事の出來なくなつた日より、仕事には關係なく、疾病に罹り又は負傷した場合は、第四日目から何れも報酬日額の百分の六十（日給壹圓の者は六拾錢貳圓の者は壹圓貳拾錢なり）を與へる。

（ハ）右（イ）（ロ）の治療を施し、又は手當金を與へる期間は無限ではない大體百八十日（即ち約半年）までであるが場合に依つてはそれ以上繼續してやることもある。

二、出産をしたとき（分娩に關する給付）

イ、分娩費　金貳拾圓を與へる。

（ロ）出産手當金　出産の前後は働く事が出來ぬから一定の期間（この期間は勅令で定められる）報酬日額の百分の六十を與へる。その事由は傷病手當金の給與と同樣である。

（ハ）出産の場合には分娩費や出産手當金を與へるのが原則であるが、場合に依つて産院に入院せしめるとか、産婆或は醫師を頼むで出産手當を爲す場合もある。この場合には分娩費と手當金の支給額は幾分減ずるのである。尤も右の分娩費や手當金を貰ふのでは一定の期間（この期間は勅令で定められる）被保險者

三、死亡者があつたとき（死亡に關せる給付）

埋葬料　葬儀の費用として、報酬日額の二十日分に相當する金額を與へる。但し少くも貳拾圓を下ることはない（即ち日給七拾錢の者でも五拾錢の者でも同樣の貳拾圓である）又保險から脱退して後に死亡しても埋葬料を與へる事もある。

第五　保險に入用な費用は誰が出すのか（保險給付に要する經費の負擔）

一、第一に政府が出す（國庫の負擔）

政府は大體に於て各健康保險組合に於て、被保險者が疾病に罹り、負傷を爲し、之が療養の爲支出する經費、出産死亡の場合に與へたる手當金、埋葬料等に要する費用の十分の一を出すのであり。但し其の總額は、被保險者一人に付、一ヶ年間の割合を超ゆることはない。

二、事業主も被保險者も出す（保險料）

被保險者、事業主は各保險料額の二分の一を出すのであるが保險組合に屬する者の保險料の出し前には、事業主と被保險者とが相談して事業主が出す分を增加することが出來る、又危險な事業や衛生上有害なる事業に使用せらるゝ被保險者、又は少年とか見習中に屬する者の比較的少い報酬を受ける者に就ては、事業主の出し前を增加せしめる事がある。

被保險者の出す保險料の額は一日に付報酬日額の百分の三を超ゆる事はない（例へば日給壹圓の者は一日金參錢一厘金九拾錢までである）但し加入した後資格を失つて自分の希望で繼續加入する者（第二乙參照）は全額を出さねばならぬ。

右被保險者が出すべき最高額を徴收しても、費足らない場合は其の不足分は事業主が出さねばならぬ。

三、保險料を徴收しない場合もある。保險料の免除

疾病に罹り、又は負傷し、或は出産して、手當を與へられてゐる間其他陸海軍の軍務に服するときこの法律を施行せざる所にあるとき（目下所樣太、臺灣、朝鮮には施行しない樣

れたとき、監獄、懲治場に拘禁、又は[illegible]せられたとき、其他の法律以外の法令の規定に依つて、政府や公共團體の費用で病院や、療養所に收容せられたる者（例へば結核療養所）からは保險料を徴收しない。

四、保險料の徴收方法

事業主は自分の出すべき分は、勿論自分の事業に使用する被保險者の出すべき分をも組合又は政府に納めなければならぬ、其代に立替へて納めた丈けは被保險者に支拂ふべき給料賃金から引き去ることが出來るのである事業主が保險料を納付しないときは市町村税と同じ手續で滯納處分を受ける。

第六　この法律に關係して權利を害されたときはどうするか（訴訟と救濟）

一、手當の仕方に不服があるとき（保險給付不服あるとき）

疾病に罹り負傷し或は出産をなし死亡者があつた場合に其療養の方法や手當金の給與に關し不服あるとき、即ち第一次第二次健康保險審査會に審査を求め、其の決定に猶不服があれば通常裁判所に出訴することが出來る。

二、保險の掛金保險料其他徴收金の賦課又は徴收の處分に不服あるとき。

保險の掛金其ほかこの法律に依る徴收金の賦課又は徴收に不服あるときは其處分をした保險官廳、又は組合を監督する保險官廳に出願し其裁決に不服があれば内務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することが出來る。

三、滯納處分に關して不服あるとき。

市町村長が爲したる滯納處分に不服あるときは地方長官に訴願、其裁決に不服あるものは行政裁判所に出訴することが出來る。

第七　政府の事業に競爭する者にも此法律を適用するか　政府の事業例へば鐵道省の工場機關庫驛の現業部門製藥所の工場陸海軍の工廠等に使はれてゐる者に關しても、此法律を適用するが、之等の工場鑛山等に使用されるものゝ中には、官吏の身分を有するものもある、これに對しては法律上恩給、恩給者は遺族扶助料等を受ける權利を保障し、又主として、勞働者のみに適用を以て共濟組合を設けてあるものもあるので是等に關しては、特別の規定を勅令で定め得ることになつてゐる。

◆名產品陳列場　京都傳統の美術陳列場は之れ迄市内各組合團體を會員として共同經營の目的にて各生產品を陳列して廣く一般へ紹介するの機關に過ぎざりしが昨年本館に對し稅務署は課稅の取扱ひをなしたるより一問題を引起し稅務監督局と交渉を重ねたる結果其組織を改め京都商業會議所の經營に移すことゝなり一月總會の決定に依り獨よ之を實行することとし既に其手續を終へたると同時に規則を左の通り改正したり

○京都商業會議所名產館出品協會規則

第一條　本協會ハ京都商業會議所名產館出品協會ト稱ス

第二條　本協會ハ京都商工業組合及ヒ實業團體ヲ以テ組織ス

各組合及ヒ各團體ハ代表者一名ヲ選出シ本協會ニ對スル一切ノ責ニ任スヘシ

第三條　本協會ハ京都商業會議所委囑ニ依リ京都名產館出品事務ヲ執行スルヲ以テ目的トス

第四條　本協會ノ事務所ハ京都驛構内京都名產館内ニ設ク

第五條　本協會ニ幹事七名ヲ置キ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

幹事中互選ヲ以テ幹事長一名ヲ置キ會務ヲ統理セシム

第六條　幹事ノ任期ハ三ヶ年トシ總會ニ於テ代表者中ヨリ選擧ス

第七條　定期總會ハ毎年一月ニ開會シ重要ノ會務ヲ協議ス

第八條　本協會ニ加盟セントスルモノハ幹事ニ申出幹事會ニ於テ之レヲ決定ス

第九條　會員外ニシテ出陳セントスルモノアルトキハ前項ニ準ス

第十條　本協會ノ退會者ニ關シテハ幹事會ニ於テ之ヲ決定ス

第十一條　本協會ノ經費ハ本協會加盟者ノ負擔トシ其收支決算ハ毎年一月ノ定期總會ニ於テ之レヲ報告シ同時ニ豫算ヲ議決ス

第十二條　出品物ニ對シ不可抗力其他ノ異害ニ因リ破損消失等アルモ本會ハ其責ニ任セス

第十三條　本協會ノ信用ヲ毀損シ又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ幹事會ノ決議ニ依リ出品

規則ヲ設シ其ノ違反セシムルコトアルヘシ

第十四條　本協會規則並ニ諸規程ハ總會ニ於テ議決ス其改廢ノトキ亦同シ

附　則

第十五條　本則制定以前ニ就任シタル幹事ハ本則ノ任期ヲ繼承ス

○京都商業會議所名產館出品協會出品規程

第一條　出品者ハ出品ト同時ニ出品目錄ヲ提出シ出品物ヲ引取ラントスルトキハ同樣引取目錄ヲ提出スルモノトス

第二條　左記ニ該當スルモノハ出品スルコトヲ得ス

一、風俗又ハ秩序ヲ紊シ若ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

二、發火、爆發其他危險ノ虞アルモノ又ハ惡臭アルモノ

三、京都ノ生產品ニアラサルモノ

第三條　陳列棚ノ中ニ於ケル裝飾ハ出品人ノ隨意ナリト雖モ可成各一定ニ成スヘシ又出品物ハ他ノ妨害トナルヘキトキハ之カ撤去ヲ爲サシムルモノトス

第四條　陳列棚外部ニ於テハ出品人自ラ何等設備裝飾ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第五條　出品人自ラ其出品物ヲ整理セントスルトキハ事務所ノ承諾ヲ受クヘキコト

第六條　出品人ハ毎月四回（二月、五月、八月十一月）出品物ノ現在（二十日現在數）調ヲ爲シ其月末日迄ニ過不足ヲ事務所ニ申出テ精算スヘシ

前項ノ期日ニ申出ナキモノニ對シテハ本協會ハ其責ニ任セサルモノトス

第七條　毎二ヶ年ニ出品場所ノ變換ヲ行フモノトス

第八條　出品物ノ試賣金ハ毎月二十日ヲ以テ之レヲ精算シ手數料ヲ控除シ二十五日ニ組合又ハ出品者ニ交付スルモノトス

◆工場法改正　現今施行中の工場法改正案は彌よ議會を通過したれば遠からず勅令を以て施行期日の發表あるべき筈なるが改正法によれば當組合員中此適用を受くるもの多かるべけれは豫め其準備あるを要す尤も之れか手續は總て組合事務所に於て取扱ふべし

工場法中改正法律案

第一條中「十五人」ヲ「十人」ニ改ム

第二條　削除

第三條中「十五歲」ヲ「十六歲」ニ、「十二時間」ヲ「十一時間」ニ改ム

第四條中「十五歲」ヲ「十六歲」ニ、「午前四時」ヲ「午前五時」ニ改ノ左ノ但書ヲ加フ

但シ行政官廳ノ許可ヲ受クルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第五條　削除

第六條　削除

第七條　工業主ハ十六歲未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條中「第三條乃至第五條」ヲ、第三條、第四條」ニ、「及第五條ノ規定ニ拘ラス職工」ヲ「ノ規定ニ拘ラス十六歲以上ノ女子」ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ急迫ニ窮敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限リ行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

第九條乃至第十一條中「十五歲」ヲ「十六歲」ニ改ム

第十二條中「產婦」ヲ「產前產後、若ハ生兒、哺育中ノ女子」ニ改ム

第十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ工業主ニ命シタル事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ對シ命スルコトヲ得

第十四條　當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物

© Kyozomekai

ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スハキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲ヌコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十五條　工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第十六條中「戸籍吏」ヲ「戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者」ニ改ム

第二十條　工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ」ヲ「本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス

職工ヲ二組以上ニ分チテ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セス

前項ノ規定ニ依リ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ於テハ毎月少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

◆絵布加工品　輸出の現狀は昨年の盛況に比し殆んど種衝は取れざるも去りとて本春來約二ケ月餘に亘り可成り好勢を迫つて居たが其後漸次閑散に入りたるのみ本月上旬以後雨降相續の原因

新嘉坡方面に弗々商談繼續され居る位で其他は一向振るはず蘭邦支部は例の排貨問題があり就中南支方面は五月の未收穫季を經へ居る事とて益許二ケ月内外は例年の閑散期にあり一方印度方面も印綿相場の强調に人氣良好にて一般に買氣ある風情なるも同方面は殆ずマンチエスターよりの英國品に壓倒され本邦へ對しては安値見切品の買拾ひ位に過ぎない隨つて相場は前記綿糸妥旁在荷增加と相俟つて高値より約一割餘方下押し綿糸相場が小康を保つて居る爲め稍や落付き風情である而して目下の採算は比較的克く賣れ行きつゝある織物二十四吋乃至二十八吋巾の三十碼物及び二十四吋巾十五碼物等は引合を告げて居るが賣行のない染物其他は稍や引合鈍い振合である右の有樣で目先當分閑散期にある爲め目星い活況は望まれないが周圍の事業が一段の惡化を來さゞる限り之以上の悲觀を要しないものゝ如く益許平穩裡に推移するのではあるまいかと觀測されて居る

◆米國染料の現狀　獨逸染料は輸入減退よりして最近各方面品拔の狀態である。横濱港一月以降三月十五日までのアニリン染料の輸入狀態を見るに獨逸品二十七萬一千餘斤英國品三百斤米國物は八十餘斤にして昨年同期に比しては一割六分の減退を示して居る且昨年中は獨逸品八十三萬八千餘斤英國物二千斤で米國物等は一斤の輸入もなかつたが本年に入りそれ等の輸入見角倉の如くならざるより米國品の輸入拔頭した事は注目に價する更に品質から見れば昨年下半期の主なる輸入はオーラミン四千八百餘斤コツトンブラック二千四百斤ダイヤモンドグリーン八千九百斤インミデラル七千斤同エヌ、エヌ、ジー七萬一千三百斤パラテフクウンブラツク一萬四千四百斤ローダーミン三千斤ビクトリヤスカレット一萬二千六百斤といふことになつて居

工場譲渡

建物十五坪一棟　六坪一棟　七坪一棟

器械　小巾貳色（壹色兩面應用）　壹臺

壹馬力モータ附　壹臺

大巾貳色　壹臺

三馬力モータ附

其他　瓦斯乾燥機　再整機械等一切附屬

右壹萬圓以下ヲ以テ譲渡ス直接來談

室町四條下ル　西澤利三郎

ゆうぜん板

用材土佐産

友仙染器具一切

其他

建築請負

下京區岩上通錦小路上ル

本店　瀧澤商店

同千本通二筋西綾小路下ル

工場　㊂工場

廣狹望次第

特別安價

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第拾號

左記ノモノ職工徒弟ヲ約ヲ締結シ登記ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正十二年四月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙部員　寺井千代吉　伊藤作藏
全　稲田九市郎　全
全　金久保伊兵衛　全
全　細田九市郎　全
上書部員　笠浪清一郎　前川丈太郎
糸絹色染部員　大江重次郎　全
形彫部員　見玉米八郎　全
全　全　全　全
形彫部員　中村三郎三郎　全
全　全　宮内守正
友仙部員　佐々木兵吉　石塚勘太郎
全　全　小松德次郎
全　石田寅吉　石田寅太郎

◆公示第拾壹號

左記ノモノ組合定款第十六條ニ據リ屋備契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十二年四月十五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙部員　永井三郎　伊藤作藏
御召再整部員　上與吉徒弟　橋本喜代三

◆公示第拾壹號

左記ノモノ解雇組合員ニ於テ傳使スル事ヲ停止ス

大正十二年四月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙部員　堀彌四郎職工　梅垣傳平
御召再整部員村上與吉徒弟　大八木平太郎
全　竹内佐治郎
全　竹井清義
糊置部員　大味武夫

雜報

◆徒弟競技會　四月一日午前拾時彫部徒弟競技會褒賞授與式を擧行し府知事代理松島商工課長市長代理多久助役會議所會頭代理小菅書記其他市勤業課長府勤業屬各部役員新聞記者等の來賓あり小阪部長の開會の辭に次て高力審査長の審査報告市長の褒賞狀授與會議所の賞品を授與し終り知事市長會頭の各告辭會長木村組長の挨拶受賞者惣代の答辭を以て式を擧る◆四月拾五日午後二時糊置部徒弟競技會褒賞狀授與式擧行し芝部長の開會の辭に次き高力審査長の審査報告より市長代理岡田勤業課長の褒狀授與會議所の賞品を授與し知事代理松島商工課長市長代理岡田勤業課長會頭代理武内書記の告辭代讀受賞者惣代の答辭組長の挨拶を以て式を終へたり兩部に於ける受賞者人名等級左の通り

◆壹等賞（枚）松本新次郎、田村清太郎、（模樣）市村菊藏、岡部孝次郎◆貳等賞（枚）山本信男、新井儀一郎、山口文子、中川喜一郎、上村末次郎、塚田清吉、（模樣）八木長次郎、美含久吉、井田鶴吉、谷本正雄、大西末次郎、伊藤宇一、田淵金五郎、栗山源次、松本喜太郎、岸本礎、佐々木秀次郎、佐々木栄次郎◆三等賞（枚）川善藏、田村治三郎、田野茂松、北川正次、上田良一、藤林恒一、仁井徳松、水守三郎雄、中原喜之三、岡本元治、永谷重吉、岡田勘次、野村一二、西出政男、泉與三郎（模樣）岸本一郎、西嶋兵次郎、小林爲一、松本幸次郎、山本寅吉名刀常太郎、吉本平三、吉川久吉、澤田久次郎竹中菊三、井上榮太郎、足立勝美、宮本繁次郎中川利一、棚橋增次、千種喜三郎、相原晴雄、渡邊三郎、鈴木澄男、大西和三郎、淺阪永、藤本幸一、林光太郎、鈴木拾次郎◆褒狀（枚）竹村光七、堀畑藤次郎、日原福松、井上重三郎、田中達次郎、木戸藤吉、櫨貝多吉、小山國太郎、阪本長三郎、村上嘉五郎、山口ヨツノ、山本信藏、山口國藏、小倉直次郎、今井太郎、田谷宇一、丸本鉄藏、中村森雄、中江利八、鹿取瀧三、野村松太郎、道田新治、川村源次郎、島井太吉、宮田秀夫、（模樣）田原與一、俣野敬吉、高橋清吾、森下秀二、島本數一、中島清子、石川庄次、高橋秀次郎、清水清一、總智卯三郎、寺村國太郎、大村國次、八木竹三、國領英一、松本藤之助、三河次郎、墨田與之助、中島善一郎、山本保吉、中島平三郎、墨川泉次郎、淺田伊三、大谷唯一、新竹次郎、山田榮吉、前田信次郎、藤本清太郎、齊藤福三、奥田運吉、奥村嘉一、池端吉太郎、矢野順藏、高田信一、中井邦三、見嶋一太郎、森川太一郎、井上四郎、山田傳之助、門谷源七田中鉄次郎、北村弘三、竹島初太郎、窓木喜一、衣笠春太郎、坂本久吉、上田勇次郎、遠山久太郎、森本正三郎、三上種吉、岡田保三谷賀次郎、中尾貞之助、板野權作、笠井貫七井上金造、藤原喜市、三家久七、山口喜市、中井宅治、丸山要、引原勝治、森忠三郎、矢田時次郎、西村俊次、清水善四郎、野村藤七佐々木治一、松田常藏、米田宗一、辻卯市、猪飼貞次郎

◆第拾參回形彫部徒弟競技會授賞者

◆一等賞山森專次郎、山下傳次、高橋重次、芦嶋喜一郎、藤村篤次、米田榮利◆二等賞水上弘文、北村源太郎、田中源次郎、伊藤春雄竹村則三、服部一造、村木秀夫、稲垣光雄、堤末吉、中野宗右衛門、曾我部好數、宮田正夫、[illegible]

◆御召再整部　は定期總會を開き近來部員の增加するに從ひ部規約其他從前實行し來りたる決議事項も往々撤底せしむるを得ず爲めに區々の行動に出て取引上統一を缺くものあるを以て相互間不利益を蒙るもの少からず特に近來不況に際しては之れかため種々弊害を生ずるを以て部役員に於ては矯正方法を講ずるものありしが結局部内を七區域に分ち區に一名の幹事を置き部より通知すべき事項又部員より申出ての總ての事項を取扱ふことゝし漸次總括して部務の運用を圓滑にすへき方針を立て之を實行する邪の案を決議發表したり其區分は左の通りとせり

幹事　清水由太郎

稲田嘉四郎　小野木兵助
稲田卯吉　井上榮次郎
山中スエ　藤原藤吉
武林廣康　西脇キヌ

© Kyozomekai

幹事　西澤利三郎　山口利三郎　櫻井熊次郎　櫻田金三郎　鳩田助太郎　高橋七次郎　山中春太郎　野村徳次郎　浦谷　傳吉

幹事　近藤八三郎　北岡　米七　畑　晃蔵　松岡佐一郎　寺上　米吉　吉川　条作　岡　徳次郎　植村源次郎　古野　彦蔵　山口久三郎

幹事　山内寿次郎　青木　傳次　藍山康三郎　細井彦次郎　大岡　甚吉　渡邊喜之助　高田　かつ　井口　萬吉　佐竹　善治　大宅　マチ　岸田　ハル　松瀬武次郎　移田栄三郎

幹事　堀井　徳之丞　吉田竹次郎　辻北光太郎　田中　稔　林　伊之助　桝本　高蔵　田中定次郎　井本　仙吉　永田　たね

幹事　福田外次郎　山本晋次郎　伊吹　信　佐竹　和吉　中島辨次郎　木原　太　佐竹　昇三　水谷幸次郎　村田　庄平　木村太三郎　村上　與吉

幹事　太田源之助　千葉源次郎　生田　太市　本持　駒吉　石井政次郎　山蔓藤次郎　鳥田　勘市　芝田萬次郎

幹事　太仁久吉

◆メートル法　吾邦に於て古来使用せらるゝ度量衡もいつかはメートルに改正せらるゝ機運にあるも亦今迄前のものと比較換算すれば左の如

度量衡比較表					
系		尺貫法			
度	「メートル法」	尺	「ヤード ポンド法」	尺	
	「ミリメートル」千分ノ一	三、三〇〇〇	〇、〇〇三九三七〇〇	〇、〇〇三〇三〇〇〇	
	「センチメートル」百分ノ一	三、三〇〇〇	〇、〇三九三七〇〇	一、八一一八一八	
	「デシメートル」十分ノ一	三、三〇〇〇	三、九三七〇〇	一〇、九〇九〇九〇九	
	「メートル」	三、三〇〇〇	一、〇九三六一	三、九二七二七三	
	「キロメートル」千「メートル」	三、三〇〇〇	〇、六二一三七一二	〇、〇〇三〇三〇五七九	
	海里　六百五十二「メートル」	九、一〇、〇〇〇	一、一五〇七七九	九、九一七三五五	
	「不方メートル」	一六、九七六六七	一、一九五九九	一、八〇三九一	
面積	土地「アール」「ヘクタール」百「アール」	一〇、八九〇〇	一〇、二五〇〇	三、七五〇〇〇〇	升
	立方「メートル」	三三〇、二五〇〇	一、〇〇八三三三	〇、六〇〇〇〇〇	斤
量	「ミリグラム」	三五、九三七〇	三五、三二一四	三、三〇四八〇〇	瓩
	「グラム」	〇、〇五五四三五	〇、〇一七一〇	二、二六四、一七一〇	瓩
	「キログラム」	五、五四三五二四	〇、〇一五四三二	一五、四三二一	マイル
	「ミリリットル」「リットル」「キロリットル」	五、五四三五二	二、二六六六六七	二、二〇四五八六	オンス
	「トン」千「キログラム」	〇、〇九八四一九〇〇	〇、九八四一九〇〇	〇、九八四一九〇〇	ポンド
	「カラット」三百「ミリグラム」	五、三三三三	二、二六六六六七	〇、四五六〇〇〇	トン
衡		五、三〇八六四	〇、〇一六〇六四	〇、〇一六〇六四	英トン

◆人造絹糸　近来人造絹糸の製造法の完全するに随ひ其需用も各方面に使用せられ絹糸に代りて其数を増加し来りたるが近頃農商務省に於て調査せしものを公表せられたるもの左の如し

第一　総説

一、沿革

人造絹糸ハ其起原ヲ約二百年以前ニ發シ當時苧、藺、桑等ノ樹皮ヲ用ヒテ之カ製造ヲ試ミタル者アリシモ遂ニ成功セス次テ一七三四年佛國物理學者レオマー氏カ蠶兒ノ絹糸ヲ紡出スル有様ヲ觀察シ之ヲ人工ニテ製造セント試ミ樹脂及日本及支那産漆ヲ用ヒタル事失敗ニ終レリ一八五五年瑞西人アンドマー氏ハ桑皮繊維ノ精製漂白セルモノヲ以テ硝化繊維素ヲ作リ之ヲアルコール、エーテル混合液ニ溶解シ得タル所謂コロヂオン液ニゴム質ヲ加ヘ其粘液ヲ鋼鐵製ノ細管ヲ通過セシメ水中ニ壓出スル法ヲ發明シ英國ニ於テ特許ヲ得タリ現今行ハレツツアル人造絹糸ノ製法ハ一八八三年硝化鑛蕪溶液ヲ微細ナル毛細管ヲ通シテ壓出スルモノナリ此原理ヲ應用シテ工業的ニ製造スルニ至リシハ佛國シャルドンヲ伯ナリトス、氏ハ一八八五年第一回ノ特許ヲ得一八八九年巴里大博覧會ニ其製出ノ係ル人造絹糸ヲ出品シテ大ニ世人ノ賞嘆ヲ博シタリ、爾後人造絹糸ノ製造ニ關シテ學者並ニ實業家カ鋭意ヲ之カ研鑽考究ニ從事シ品質ノ改良ト生産費ノ低減トニ著シキ進歩ヲ顯ハシ其製品ハ一見絹製品ト判別シ難キ迄ニ至リシナリ

シャルドネン氏製品ハ硝化纖維素其他ニテセルロイドト殆ンド同様ナル爲メ非常ニ燃エ易ク火ニ對シ頗ル危險ナルモノニシテ評判ヲ落スニ至レル爲メ此可燃性ヲ除去スヘク種々苦心シ殷殷研究ヲレ結果大ニ其性質ヲ減スル事ヲ得シモ元來硝化纖維素ナルカ爲メ此レヲ完全ニ除ク事不可能ナリ

斯ル間一八九〇年ヂュ、ペーシス氏ニ依リテ銅アンモニヤ法ノ發見ヲ見ル一八九七年ニ於テ硝化銅ヲ溶解セル液ニ纖維ヲ溶解セルモノヲ細孔ヨリ酸溶液中ニ壓出シテ人造絹糸ヲ作ルナリ、此物ハ火ニ對スル危險モナク且ツ硝化纖維素法ニ比シテ廉價ニ得ラルル爲メ此方法ノ現出以來硝化纖維素法ハ漸次衰退ニ向ヒ銅アンモニヤ法カ全盛ナラントセル頃クロツス、ビバン、及ビートルノ諸氏ニヨリヴイスコース法研究セラレ之ヲ工業化セリ、此方法ハ銅アンモニヤ法ノ如ク銅ヲモ更ニ廉價ニ得ラレ且ツ製品ニ其性質ニ於テ勝レル爲メ今日ハ殆ント此法ヲ用フルニ至リ硝化纖維素法ハ勿論飜ヲ用フルニ至リ工場モ今日テハ續々ヴイスコース法ニ轉スルニ至レリ

二、製造法

人造絹糸ノ製法ハ上述ノ如ク硝化纖維素法銅アンモニヤ法ヴイスコース法ノ外醋酸纖維素法鹽化亞鉛法等アリ

（イ）硝化纖維素法

本法ハシャルドンネ氏ニ依リテ工業化サレタル方法ニシテ植物繊維ヲ組成スル纖維素ヲ原料トシ硝酸及硫酸混和ヲ以テ處理シ硝化纖維素トナシ更ニアルコール、エーテルノ混液ニ溶解シテ所謂コロヂオンヲ作リ之ヲ強壓ノ下ニ細孔ヨリ水中ニ壓出凝固セシムルモノナリ

原料トシテハ初メ最モ不純物ノ含量少キ棉花ヲ供用シタリシカ其後恒格ノ低廉ナル紙屑、藺等ヲ用フルニ至リ更ニ木材パルプヲ使用スルニ至リシカ硝酸及硫酸ノ混液ニ浸漬シ原料ヲ冷シナカラ硝酸及硫酸ノ混液ニ浸漬シ二ー三〇分ヲ經過スル時ハ原料ハ全タ其質ヲ變スルヲ以テ之ヲ篩ヲ用スル銅器ニ流シ込ミ長時間注意シテ洗滌シタル後乾燥シ斯クシテ硝化纖維素ハ裏置セラルルナリ、次ニ此ヲアルコール、エーテルノ混液ニ溶解セシムル時ハ粘稠性トナリ遂ニコロヂオンヲ形成ス、此コロヂオンヲ底ニ無數ノ小孔ヲ有スル圓筒ニ入レ强壓ヲ加フ、此細孔ヲ通シテ押出サレタルコロヂオンヲ硝酸ヲ含有スル水中ニ落ク時ハアルコール、エーテル蒸發セラレ凝固シテ硝化鑛蕪溶液ヲ微細ナル毛細管ヲ通シテ壓出スルモノナリ此原理ヲ應用シテ工業的ニ製造スルニ至リシハ佛國シャルドンヲ伯ナリトス、氏ハ一八八五年第一回ノ特許ヲ得一八八九年巴里大博覧會ニ其製出ノ係ル人造絹糸ヲ出品シテ大ニ世人ノ賞嘆ヲ博シタリ、爾後人造絹糸ノ製造ニ關シテ學者並ニ實業家カ鋭意ヲ之カ研鑽考究ニ從事シ品質ノ改良ト生産費ノ低減トニ著シキ進歩ヲ顯ハシ其製品ハ一見絹製品ト判別シ難キ迄ニ至リシナリ

シャルドネン氏製品ハ硝化纖維素其他ニテセルロイドト殆ンド同様ナル爲メ非常ニ燃エ易ク火ニ對シ頗ル危險ナルモノニシテ評判ヲ落スニ至レル爲メ此可燃性ヲ除去スヘク種々苦心シ殷殷研究ヲレ結果大ニ其性質ヲ減スル事ヲ得シモ元來硝化纖維素ナルカ爲メ此レヲ完全ニ除ク事不可能ナリ

斯ル間一八九〇年ヂュ、ペーシス氏ニ依リテ銅アンモニヤ法ノ發見ヲ見ル一八九七年ニ於テ硝化銅ヲ溶解セル液ニ纖維ヲ溶解セルモノヲ細孔ヨリ酸溶液中ニ壓出シテ人造絹糸ヲ作ルナリ、此物ハ火ニ對スル危險モナク且ツ硝化纖維素法ニ比シテ廉價ニ得ラルル爲メ此方法ノ現出以來硝化纖維素法ハ漸次衰退ニ向ヒ銅アンモニヤ法カ全盛ナラントセル頃クロツス、ビバン、及ビートルノ諸氏ニヨリヴイスコース法研究セラレ之ヲ工業化セリ、此方法ハ銅アンモニヤ法ノ如ク銅ヲモ更ニ廉價ニ得ラレ且ツ製品ニ其性質ニ於テ勝レル爲メ今日ハ殆ント此法ヲ用フルニ至リ硝化纖維素法ハ勿論飜ヲ用フルニ至リ工場モ今日テハ續々ヴイスコース法ニ轉スルニ至レリ

二、製造法

人造絹糸ノ製法ハ上述ノ如ク硝化纖維素法銅アンモニヤ法ヴイスコース法ノ外醋酸纖維素法鹽化亞鉛法等アリ

（イ）硝化纖維素法

本法ハシャルドンネ氏ニ依リテ工業化サレタル方法ニシテ植物繊維ヲ組成スル纖維素ヲ原料トシ硝酸及硫酸混和ヲ以テ處理シ硝化纖維素トナシ更ニアルコール、エーテルノ混液ニ溶解シテ所謂コロヂオンヲ作リ之ヲ強壓ノ下ニ細孔ヨリ水中ニ壓出凝固セシムルモノナリ

原料トシテハ初メ最モ不純物ノ含量少キ棉花ヲ供用シタリシカ其後恒格ノ低廉ナル紙屑、藺等ヲ用フルニ至リ更ニ木材パルプヲ使用スルニ至リシカ硝酸及硫酸ノ混液ニ浸漬シ原料ヲ冷シナカラ硝酸及硫酸ノ混液ニ浸漬シ二ー三〇分ヲ經過スル時ハ原料ハ全タ其質ヲ變スルヲ以テ之ヲ篩ヲ用スル銅器ニ流シ込ミ長時間注意シテ洗滌シタル後乾燥シ斯クシテ硝化纖維素ハ裏置セラルルナリ、次ニ此ヲアルコール、エーテルノ混液ニ溶解セシムル時ハ粘稠性トナリ遂ニコロヂオンヲ形成ス、此コロヂオンヲ底ニ無數ノ小孔ヲ有スル圓筒ニ入レ强壓ヲ加フ、此細孔ヲ通シテ押出サレタルコロヂオンヲ硝酸ヲ含有スル水中ニ落ク時ハアルコール、エーテル蒸發セラレ凝固シテ

© Kyozomekai

物ノ如キモノヲ製造シ之ヲ紡糸シ更ニ撚糸ヲ施シ之ヲ織機ニカケテ種々ノ織物ヲ作リ

第三條（削除）

第四條　左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳面ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

一　貯金通帳、積金通帳及積金證書（貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル）　一錢

二　産業組合ノ發スル貯金通帳

三　産業組合又ハ住宅組合ノ發スル出資證券　二錢

四　農業倉庫證券

五　委任狀

六　約束手形

七　爲替手形

八　銀行預金證書

九　産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書

十　産業組合聯合會ノ發スル出資證券

十一　船荷證券

十二　運送貨物引換證

十三　倉庫證券

十四　保險證券

十五　株券

十六　債券

十七　相互保險會社ノ發スル基金證券

十八　株式申込證

十九　社債申込證

二十　地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書　三錢

二十一　使用貸借、賃貸借、雇傭寄託又ハ定期金ニ關スル證書

二十二　信託行爲ニ關スル證書

二十三　無盡ニ關スル證書

二十四　定款又ハ組合契約書

二十五　權利ノ變更ニ關スル證書

二十六　追認又ハ承認ニ關スル證書

二十七　物品預手書

二十八　物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書

二十九　賣買ニ關スル證書

三十　受取書

三十一　金高記載ナキ證書

三十二　擔保品差入證書及擔保預證書

三十三　證書

三十四　通帳

三十五　判取帳　貳拾五錢

第五條　左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

一　官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿

二　官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿

三　國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書

四　慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書

六　産業組合、産業組合聯合會又ハ住宅組合ノ發スル出資證券ニシテ其ノ記載金高拾圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ

七　記載金高拾圓未滿ノ約束手形及爲替手形

八　記載金高拾圓未滿ノ積立金證書及銀行預金證書

九　産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高拾圓未滿ノモノ

十　記載金高壹圓未滿ノ物品切手

十一　記載金高拾圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ非營業者ニ發スル賣買仕切書

十二　物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書ニシテ其ノ記載金高拾圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ

十三　記載金高拾圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ運送契約ニ依ラサル送狀

十四　記載金高拾圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書

十五　主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書

十六　手形及證券ノ裏面又ハ之ニ併記シタル受取書

十七　株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡シ證明書

十八　手形又ハ證券ノ拒絶證書

二十　手形又ハ證券ノ寫本及謄本

第六條　印紙稅ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シタ稅印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得

第七條　一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス

第八條　證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ内國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ

第九條　印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

第十條　印紙ヲ貼用スヘキ帳簿、賣買仕切書、送狀ハ當該官吏之ヲ檢査スルコトアルヘシ

第十一條　證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケタル者ノ證書、帳簿一箇毎ニ殷稅高二十錢ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ殷稅高二十錢ノ金額參圓ニ達セサルトキハ參圓ノ科料ニ處ス

第十二條　第十條ノ檢査ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ不足ノ印紙ヲ貼用シタル者ハ貳圓以上ノ科料ニ處ス

第十三條　第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ貳拾五錢ノ罰金ニ處ス

第十四條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪不成立ノ論ニ關シ減輕ノ例ヲ用キス但シ第十二條ノ場合ハ之ヲ限リニ在ラス

第十四條ノ二　證書、帳簿ニ作成者ノ代理人、戶主、家族、同居者、使人等カ名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シタル處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ罰ス

附　則（略）

京都染物同業組合

用材土佐産
友仙染器具一切
其他
建築請負
下京區岩上通錦小路上ル
本店　瀧澤商店
同千本通二筋西綾小路下ル
工場　㊂　工場

ゆうぜんぞめ板

特別安價

廣狭望次第

印刷人　森本文次郎
業行堂印刷所
發行人　森谷復次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル
京都染物同業組合事務所
電話上京六七七番

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第拾參號

左記ノモノ職工徒弟相約ヲ結シ登記ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正十二年七月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

糸種部員　山本清太郎
全　島本市次郎
全　保古宗太郎
小紋染部員全　山口莊太郎
糸種部員　林　宿院喜代藏
全　佐々木
全　小森熊次郎
形彫部員　木村榮次郎
全　長谷淺次郎
全　小田木武夫
全　高田敬二
全　木村宗次

◆公示第拾四號

左記ノモノ職工徒弟ノ解約ニ抵觸スルモノニ付定款第十七條ニヨリ其ノ筈ニ於テ懲使スルコトヲ停止ス

大正十二年七月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙染部員　中村貫一
全　中山周藏
全　眞田政吉
全　伊藤其吉

雜報

◆特許

組合員泉鶴町池下ル長谷川源之助氏は左の特許を受けられたり組合員は侵害すべからず注意あるべしと雖う本特許はモスリン染に限るものにて他の絹布染には抵觸することなしと有權者の證明する處なり

明細書（特許第五〇二二九號）

發明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本發明ハ水「ロード」油「アンモニヤ」液ニ酸性染料ヲ加ヘタル濃淡數種ノ液ヲ造リ布目ニ片寄ヲ生セシメテ不規則ノ模樣狀トセル布ヲ張リタル型枠ヲ少シ許リ宛移動シテ其ノ上ニ捺染セシメタル「モスリン」地ヲ蒸熱シテ成ル「モスリン」型模樣捺染法ニ係リ其ノ目的トスル所ハ「モスリン」ニ雷降リ又ハ暈等ノ模樣ヲ簡單ニ顯出セシメラ被服地ニ適切ナラシメタルモノナリ

發明ノ詳細ナル說明

本發明ハ水「ロード」油「アンモニヤ」液ニ酸性染料ヲ加ヘタル如キ布ニ浸潤ヲ少ナカラシムヘキ捺染液ニ於テ該染料ノ少量ヲ加ヘタルモノト多量ヲ加ヘタルモノトノ數種ヲ造リ麻其他ノ彈性ノ少ナキ纖維ニテ粗ラク織リタル布ニ適宜片寄ヲ生セシメテ不規則ノ模樣狀トナシタル布ヲ張リタル型枠ヲ以テ前記ノ捺染液ノ中淡キ分ヨリ漸次濃キ分ヲ捺染セシメ一捺染毎ニ該型枠ヲ少シ許リ宛移動セシメテ其ノ上ニ模樣ニ食違ヒヲ生セシムヤウニ捺染ヲ終リタル後蒸熱ヲ施シ場合ニ依リテハ蒸熱後全ク淡キ染液中ニテ一染浴セシメラ成ルモノニ係リ之レカ爲メ從來ノ防染又ハ捺染糊子體ヲ使用シテ成ル霜降リ模樣又ハ機械捺染ニ依ル暈模樣ト異ナリ型枠ノ移動ヲ一定ニスルトキハ全面ニ不規則ニシテ稍々一樣ニシテ微妙ノ暈模樣又ハ霜降リ模樣ヲ顯ハシ從テ霜降リ模樣等ノ總ヲ捺染ニ於テ一定ノ模樣ヲ得ヘク「モスリン」被服地トシテ適切ナルモノヲ製出シ得タルモノナリ

實施ノ一例ヲ示セハ先ツ水一升ニ「ロード」油二勺「アンモニヤ」二勺トヲ混和シ若クハ之レニ「アルコール」ノ少量ヲ加ヘタル液中ニ酸性染料假令ハ「アリザリンナフトール」五ノ一匁ヲ加ヘタル液トノ二匁ヲ加ヘタル液トノ三種ヲ造リ而シテ粗ラキ麻布ヲ適宜爪先ニテ布目ニ片寄ヲ生セシメタル布ヲ張リタル型枠ヲ造リ捺染臺ニ張リ付ケタル「モスリン」地ニ捺染スルニ際シ一匁ヲ加ヘタル液ニヨリ該型枠ヲ以テ捺染シ型枠ヲ少シクク移動シテ二匁ヲ加ヘタル液ニ依リ其上ヲ捺染シ更ニ型枠ヲ少シク移動セシメテ三匁ヲ加ヘタル液ニ依リ其上ヲ捺染スル如クナシ次ニ全ク型枠ヲ次ノ捺染部ニ合セ前ト同樣ニ捺染セシメ捺染ヲ終リタルトキ一旦蒸熱ヲ施シ次ニ前記染料〇、五匁ヲ水約一升ノ割合ニ加ヘタル液中ニテ一染浴セシメ然ル後乾燥セシメタルモノナリ

特許請求ノ範圍

一、本文所載ノ目的ニ依リ布ニ浸潤ヲ少ナカラシムヘキ捺染液濃淡數種ト粗ラキ布目ヲ片寄ヲ生セシメタ模樣狀トセル麻其他ノ彈性ノ少ナキ布ヲ張リタル型枠ヲ使用スルコトト該キ捺染液ヨリ漸次濃キ捺染液ヲ同一面上ニ捺染スル毎ニ型枠ヲ僅カニ移動セシメテ型ニ噴違ヒヲ生セシムヘクナス事ノ組合セヨリ成ル「モスリン」型模樣捺染法

◆工業勞働者最低年齡法　今回發布せられたる同法は左の通りなり

第一條　本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲クル事業ヲ謂フ

一、礦業、砂鑛業、石切業、其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

二、物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壞、若クハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業（造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム）

三、土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、解體又ハ其ノ準備若ハ準備ノ爲ノ調査ノ事業

四、鐵道、軌道、運河、又ハ手水航路ニ於テ旅客又ハ貨物ノ運送、但シ主トシテ人力ニ依ル運搬ヲ除ク

五、船渠、港湾、堤防、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱

第二條　拾四歲未滿ノモノハ工業ニ之ヲ使用スル事ヲ得ス但シ拾貳歲以上ノモノニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政、官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ見學ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

第三條　拾六歲未滿ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所氏名、生年月日及學歷ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ作業場ニ備附クル事ヲ要ス但シ工場法施行令又ハ該業法ニ依ル名簿ノ備附アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　當該官吏ハ作業場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スル事ヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第五條　工業ニ就業シ若クハ就業セムトスル者又ハ使用者ハ就業シ又ハ就業セムトスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無價ニテ證明ヲ求ムル事ヲ得

第六條　第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條　第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若クハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辭ヲ爲サス若クハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　使用者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若クハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ使用者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第九條　使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テタルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免レル事ヲ得ス

© Kyozomekai